

平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	佐 藤 好 文
市 民 課 長	木 内 利 雄	すくすく子育て事務局長	須 藤 金 悦
福 祉 事 務 所 長	佐 藤 秀 男	農 林 課 長	阿 部 誠 一
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	長 谷 山 良
学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 広	社 会 教 育 課 長	齋 藤 俊
白 瀬 記 念 館 長	柴 田 正 彦		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成18年6月8日(木曜日)午前10時開議

- 第1 報告第2号 平成17年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第2 議案第99号 象潟中学校体育館改築工事(建築本体)請負契約の締結について
- 第3 にかほ市開発公社監事の推せんについて
- 第4 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、報告第2号平成17年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第2、議案第99号象潟中学校体育館改築工事(建築本体)請負契約の締結について、2件を一括議題といたします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長(横山忠長君)登壇】

市長(横山忠長君) おはようございます。追加議案を提案しておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、議案の要旨について御説明申し上げます。

報告第2号平成17年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

熱量変更事業に伴い、LNGサテライト基地新設工事が平成17年度及び18年度の2カ年の工事期間となるため、LNGサテライト基地新設工事ほか5件及び象潟供給所前の国道横断工事設計業務ほか1件について予算繰り越しをしたもので、繰越計算書のとおり御報告をいたします。

次に、議案第99号象潟中学校体育館改築工事建築本体の請負契約の締結についてでございます。

契約の相手方は、由利本荘市の村岡建設工業株式会社代表取締役村岡淑郎氏との契約でございます。契約金額が5億1,135万円でございます。

以上でございますが、補足説明を担当の部課長が行いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を求めます。ガス水道局長、報告第2号についての補足をお願いいたします。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、補足いたします。

ただいま市長のほうから説明ありましたように、本件につきましては、熱量変更事業に伴う工事関係であります。LNGサテライト基地は工事期間を非常に長く要するために、2カ年の事業となっております。これに合わせまして、他の工事、製造所から送られてくるガスを受け入れる供給所、象潟・金浦・仁賀保3地区の工事もこれらに合わせた工期となっているために、繰り越しとなっているものであります。

また、受け入れガスをつなぐ導管工事が2件あります。これらにつきましても同様に、この工事と合わせているために2カ年の工事となっております。さらに、この導管工事につきましては設計を外注しておりますので、同じように繰り越しになっているものでございます。

計8件を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰り越ししたものです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第99号についての補足説明を教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、議案第99号象潟中学校体育館改築工事（建築本体）請負契約締結についての補足説明をいたします。

体育館本体工事につきましては、にかほ市内の建築A級1社、B級2社で構成する共同企業体2社、それに由利本荘市内の建築A級5社、計8社を指名いたしました。6月5日に入札会を行い、最低価格5億1,135万円の札入れをいたしました村岡建設工業株式会社が落札いたしまして、翌日の6日に仮契約を締結しております。

工事の内容といたしましては、鉄筋コンクリート一部鉄骨づくり、2,247平米で、バスケットボールやバレーボール競技が2面同時に使用できる広さとなっております。附帯設備といたしまして、1階部分はアリーナのほかに、男女更衣室、トイレ、ミーティングルーム、2階部分には部室などが配置されます。工期は来年の3月15日までの予定となっております。

なお、体育館、共同調理場とも、本体工事、電気設備工事、機械設備工事の分割発注で計6工区としております。これは市内の業者に、より多くの受注の機会を与えたいという考えからでございます。

また、このたびの入札に伴う契約状況一覧をお手元に配付しておりますので、後でござらんになっていただきたいと思いますが、体育館にかかわる電気設備工事は、仁賀保電機工業株式会社が2,089万5,000円、機械設備工事は、有限会社マルサン設備事業が3,514万3,500円でそれぞれ落札しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで補足説明が終わりました。

念のため申し添えますけれども、報告第2号及び議案第99号についての質疑は、この後13日に行われる予定になっておりますので、質疑のある方は9日の朝まで通告書を提出するようにしていただきたいと思っております。

次に、日程第3、にかほ市開発公社監事の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。にかほ市開発公社監事には、1 番飯尾善紀議員を推薦します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社監事に 1 番飯尾善紀議員を推薦することに決定しました。

日程第 4、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、9 番伊藤知議員の一般質問を許します。9 番伊藤議員。

【9 番（伊藤知君）登壇】

9 番（伊藤知君） おはようございます。それでは、私のほうから一般質問させていただきたいと思えます。

最初に、白瀬記念館の運営についてお伺いいたします。

記念館内でのグッズ販売は、どのような形態で購入・販売しているのか、また、歳入歳出はどのように処理されているものなのか、お伺いいたします。3 月定例会の教育民生常任委員会でも質問しておりますが、明確な答えを得ることはできませんでした。明瞭、明確な答弁をお願いいたします。

記念館運営委員会、また職員についてお伺いいたします。

現在、株式会社金浦観光開発公社より派遣されている職員の方々をうんぬんするわけではありませので、その辺は勘違いなさないでいただきたいと思えます。

文化施設でありながら、観光施設に所属する職員を派遣するのはいかがなものかということです。本来、文化施設と観光施設は異なるものであり、混同しての職員の人事交流はあり得ないと私は考えております。また、派遣職員に文化施設職員としての教育実習等を実際に実施しているのか、これに関してもお伺いしたいと思えます。

次に、国民健康保険についてお伺いいたします。

先般、市広報により、国保の改正について、象潟地区は現状、仁賀保・金浦地区は値上げの旨通知がありました。以前の負担額では今後の国保運営に支障が生ずることは十分理解はできます。しかし、ただ負担額をふやすだけでなく、市民が納得して協力できるよう、市として何らかのサービス向上のために施策を講ずる努力をするべきと私は思えます。例えば、市内の医師不在科目について、医師派遣を強力で働きかける、また、旧仁賀保町で実施していた、65 歳以上の高齢者に対して、毎年 6 月の 1 ヶ月間で希望するかかりつけの医療機関で検診できる制度を再度実施する等さまざまな施策を講じて、市民から納得のいく負担増でなくてはならないと思えますが、いかがものかお伺いいたします。

次に、防災倉庫についてお伺いいたします。

にかほ市には、象潟地区に 2 ヶ所、仁賀保地区に 2 ヶ所、金浦地区に 5 ヶ所の防災倉庫または備蓄倉庫として使用して活用している施設がありますが、各地域の備蓄品が統一されていないように思われますが、いかがでしょうか。

象潟地区の備蓄品には、食料品が一切保管されておりません。金浦地区においては、防災資材、

機材、救命器具、生活用品、食料品と均一に備蓄保管されていますが、絶対数が不足しているように思います。今後、市全体で備蓄品の量、保管場所の分散等を考えるべきと思われますが、いかがでしょうか。

また、全体的に救命器具が不足しているように思われます。このにかほ市は、海に面している地域でありながら、救命ボートが金浦地区に1艇のみ。高齢者、また、歩行困難な方々を救助する折り畳みの救命用リヤカーが金浦地区に4両と、かなり少なくなっています。見直す必要があるのではないのでしょうか。

次に、防災倉庫の位置についてでございますが、象潟地区、仁賀保地区においては、位置が集中しておりますが、金浦地区においては5カ所に分散しております。防災資材、機材、救命器具、生活用品等の重要備品が老人憩いの家かもめ荘の近くにあり、海岸より100メートルの位置にあります。以前の台風による高潮の影響で、かもめ荘の近くまで波が走ってくるという現象が発生しております。このような危険な場所に防災倉庫があるということをどう思われるか、お伺いいたします。

次に、海水浴場の安全対策についてでございます。

本年度は、にかほ市全体で4カ所、平沢、赤石、象潟、小砂川の海水浴場が開場し、14万1,500人の来場予定と伺っております。金浦赤石海水浴場は長年休場していて、久々の開場であります。また、象潟海水浴場においては、「日本の渚百景」に選ばれた地域に位置しております。夏の海水浴期間には魅力のある観光地となるはずと確信しております。しかし、この観光地で事故が発生することは極力防止しなくてはならないと思っておりますが、市として海難事故防止対策、救助対策等をどのように構築しておられるのか、お伺いいたします。

最後に、学童生徒の安全確保についてでございます。本県の藤里町で、皆様も御承知のとおり、あってはならない事件が発生し、思ってもみない結末を迎えようとしています。このように、最近、児童生徒が事件に巻き込まれることが非常に多発しております。各PTAでさまざまな対策を講じられているとは思われますが、市として今後どのような保安体制を構築するのか、お伺いいたします。以前までは、主に交通事故対策として、教師、地域の方が一緒に登下校することがありましたが、今後は、交通事故対策はもちろん、子供を守るための行動が必要と思っております。未来のにかほ市を担う子供たちです。地域の宝です。行政が主になり、この地域の宝を守る必要性があると思っております。近々の問題でありますので、適切な答弁をお願いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、白瀬南極探検隊記念館でのグッズ販売などについてでございます。御承知のように、旧金浦町時代に、白瀬南極探検隊記念館・運営推進委員会を組織して、商品開発などを行いながら販売し、資金の運用を行ってきたと、そのように伺っております。この運営委員会も、にかほ市の誕生によって、現在機能しておりません。機能しておりませんので、新たな運営委員会を組織して行うことよりも、グッズ販売事業としては、ここで一たん清算をして、余剰金については市の一般会計のほうに入れていただいて、必要な予算については一般会計の中で措置していくと、そういう

形に今後変えていきたいなど、このように考えております。

これまでの経過等については、教育次長から答弁させますので、よろしく願い申し上げたいと思います

次に、記念館の受付業務委託についてでございます。現在、受付業務などを株式会社金浦観光開発公社に委託しております。聞くところによりますと、この記念館の建設目的は、大きく3点あると伺っております。1つは、白瀬南極探検隊の資料を収集して、そして永久に収蔵するということが1つでございます。それから2つ目は、その資料の展示により、白瀬隊の顕彰と白瀬の精神を子供たちに培うということが2つ目でございます。そして3つ目は、南極探検のロマンを通して、県内外から観光客を誘致し、観光産業との連携を図ると、こういう3つの目的があったと、そのように伺っております。そうしたことで、受付業務などを、これまで株式会社金浦観光開発公社に委託してきたところでございますので、この点については何とか御理解をいただきたいと思っております。

ただ、これからこの記念館をどうするかということについては、私は、やはり指定管理者制度に移行したい施設の1つだと私は思っております。そこで、今、公社と委託している受付業務委託については一度変更して、市の直営でやっていきたいということで、今定例会に臨時職員の賃金をお願いしているところでございますので、この点についてもよろしく願い申し上げたいと思っております。

それから、国民健康保険事業についてでございます。御承知のように、国保事業は、病気等のときはだれでもが安心して医療を受けることができるように、被保険者の相互扶助で成り立っている制度であります。これは伊藤議員も御承知のとおりでございます。医療費の給付のほかに、現在、市で実施している施策としては、入院時の食事療養費の支給、高額療養費の支給と貸し付け、ギブス・コルセットなどの療養費の支給、出産一時金の支給と貸し付け、葬祭費の支給、人間ドック・脳ドックへの助成や各種検診に対する助成も行っているところでございます。

特に今年度は、これまで以上に保健事業を推し進めようと、秋田県で初めてとなる国保ヘルスアップ事業に取り組むために、現在、国のほうに申請を出している段階でございます。これが認められれば、この事業を展開してまいりたいと思っております。

また、国保診療所と健康推進課とのタイアップによる市民を対象とした、うつ病対策として、講演会も現在計画をしているところでございます。

さらに、市単独の補助、あるいは国県の補助事業で実施しているスポーツ振興や保健事業などで市民の総健康づくりに努めておりますので、先ほど被保険者の相互扶助で成り立っている制度だとお話ししましたが、何とか税率の改正については御理解を賜りたいと、そのようをお願い申し上げます。

また、旧仁賀保地域で実施していた検診の方法については、合併の事務調整、あるいは市医師会との協議によりまして、5つの地区に分けて9日間にわたって実施しますので、市民の皆さんには御不便はおかけしないのではないかなど、そのように考えているところでございます。

次に、防災倉庫についてであります。災害時における被災者の生活安定などを図るためには、水や食糧、そして、日常生活に欠くことのできない生活必需品の迅速な供給が不可欠であり、県、あるいは市町村は公的備蓄を進めているところでございます。その数、数量的な目標設定は、県内で

の最大被害を想定するに当たって、県内で最も人口の集中している秋田市・男鹿市・潟上市・南秋田郡の圏域人口 43 万 3,000 人を対象に、阪神・淡路大震災被害の避難者割合により算出した避難者 4 万人をもとに、兵庫県と本県の都市構造や人口密度の違いを加味して、その約 7 割に当たる 2 万 8,000 人を最大避難者数と想定いたしまして、この分を本県の備蓄目標としております。

また、公的備蓄については、県と市町村がそれぞれ 2 分の 1 ずつ行うということにしております。そうしたことで、市町村分については、それぞれの人口比により、旧象潟町では 160 人分、旧金浦町では 60 人分、旧仁賀保町では 140 人分と、にかほ市全体で 360 人分を公的備蓄としております。しかしながら、備蓄品目の数量などについては、県の指導でも、実態を勘案しながら、地域の実情に即した公的備蓄を推進するようという表現にとどまっておりますので、それぞれの市町村の裁量で行ってきたのが現状でございます。

このようなことから、被災者等に対する物資を迅速かつ円滑に供給する役割を担う市町村は、単独または共同で緊急に必要な物資を備蓄するものとして、それぞれの市町村が地域の実情に合わせて、独自に公的備蓄を行ってきたところでございます。そのために、旧町単位の備蓄品が統一されておきませんが、御質問の金浦地区にある救命ゴムボートなど、これもある意味では、地域の特徴が反映されているのではないかなと思います。

今後については、救命ゴムボートなども含めましてでございますが、県漁業組合などで組織する水難救済会というのがございます。これは組合ばかりではないんですけれども、あります。そこと連携を図ってもいきたいと思っております。

また、高齢者や歩行困難な方を救助する折り畳みリヤカー、これについても各自主防災組織にも大分浸透しているところがございますので、これらを踏まえながら、今後さらに検討を加えていきたいと思っております。

食糧の備蓄については、住民に非常用の食糧 3 日分をたくわえることに努めていただくよう、そのように啓発しておるところでございますが、旧象潟町においては、貯蔵管理と衛生上の関係もあり、流通の備蓄を基本として、食品の製造及び流通業者などからの調達体制を整備することで、食料品の備蓄は行っておりませんでした。

また、金浦地区における絶対数が不足しているように感じられますが、先ほど申し上げましたように、旧町における備蓄目標が、金浦分としては 60 人分というふうに進めてきましたので、結果的にそう感じていると思います。

市としましても、県、各市町村、防災関係機関との相互支援の観点から、近隣市町との相互応援支援協定の締結を進めてきたところでございますが、市政報告でも申し上げましたように、4 月 26 日には、県内 13 市による災害時における相互援助に関する協定を結んでいるところでございます。

今後とも、公的備蓄とあわせ、流通在庫の把握、物資保有者との調達に関する協定の締結などを進めるとともに、各市町の地域防災拠点等との連携を強化しながら、災害時における迅速かつ効果的な災害対策を可能にしていきたいと思っております。

次に、防災倉庫の位置についてでございます。御指摘の防災倉庫は、昭和 58 年 3 月に建設されたもので、標高が約 3 メートルぐらいのところでございます。過去においても、浸水するのではない

かなという事例もあったとは聞いております。どのような経緯で今の場所に建設されたかは、詳しいことは、はっきり言ってわかりません。ただ、今後、海岸部における津波浸水予想図などを記載した「津波災害マニュアル」、これは、今、旧象潟町ではつくって全戸に配付しております。それから、各集落には、その図面を拡大したものを集落の会館などに張り付けしておりますが、こうした金浦・仁賀保地域版の作成をして配付していきたいと思っています。そして、地域防災計画の作成などに伴い、備蓄品の品目、数量、保管場所等について、地域的バランスなども考慮しながら今後見直しを図ってまいります。

次に海水浴場の安全対策についてでございます。象潟、小砂川、赤石、平沢の海水浴場の4カ所では監視所を設置します。そして、海難事故防止を図るために、監視人を配置し監視する体制を整備してまいりたいと思っております。また、万が一の事故に対処するため、監視員には救助講習会などを実施し、迅速な救助対応と救助緊急連絡網を整備して監視に当たることにしております。なお、詳しい内容については、担当の部長から説明をさせます。

次に、子供たちの安全対策であります。私から申すまでもなく、近年は道路網の整備、宅地化、情報化が進み、事件は広域化、巧妙化、悪質化しており、社会的にも深刻な問題となっております。過疎化が進んでいると言われている秋田県もその例外ではありませんが、先ほどありましたように、5月17日には、藤里町で大変悲惨な事件が発生したわけです。我々も本当に残念だなど、そういう気持ちでいっぱいでございます。事件は、解決の方向へと動き出しているようでございますが、市といたしましても、これまでに「子ども110番の家」の設置、防犯指導隊の巡回、防犯灯の設置、防犯協会や少年保護育成委員会への活動助成など、市民の、とりわけ子供たちの安全安心のために取り組んできたところでございます。今回の藤里町の事件を契機に、さらに、にかほ警察署や教育委員会との密接な連携のもとに、パトロールを強化してまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、通常は毎週金曜日の夕方、定期的に防犯指導隊による巡回指導を実施してきましたが、それに加えまして、5月25日からでございますが、月曜日から木曜日までの毎日、市民部と各庁舎のサービスセンターの職員による、小学校の下校時間に合わせてパトロールを強化し、安全を呼びかけているところであります。

御指摘のように、子供は地域の宝であります。家庭の子供であると同時に、地域の子供であるという認識に立ち、警察、教育委員会、PTA、あるいは町内会などと連携を密にし、今後とも地域の協働の力をおかりしながら、子供たちの安全を守っていききたいなど、そのように思っているところでございます。

なお、これまでの対応などについては教育長がお答えしますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 補足答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、白瀬記念館運営について補足答弁いたします。

白瀬南極探検隊記念館は、平成2年に旧金浦町の特色あるまちづくりの核となるべき施設として開館し、以来15年が経過いたしております。この間、県内外から4月末現在で53万2,000人が訪れており、また、著明な方々も多く来館されております。

記念館では、開館以来、白瀬中尉の顕彰と記念館のPR及び来館者へのサービスを目的といたしまして、南極の氷やテレホンカード、オーロラネクタイピンなどのオリジナルグッズを販売してまいりました。これらのグッズにつきましては、当時の金浦町長が会長でありました白瀬記念館建設委員会が募金活動で得た資金より製作、仕入れして販売してきたものでございます。

その後、平成12年に建設委員会を解消し、当時の金浦町長、助役、収入役、教育長、代表監査委員で構成いたします白瀬南極探検隊記念館運営推進委員会を立ち上げ、グッズ販売を引き継ぎ現在に至っております。

収支決算につきましては、毎年5月に委員会に報告しまして、剰余金につきましては、町に入れまして、記念館運営のための基金繰り入れにしていたものでございます。

なお、合併に伴い、速やかに処理する事項でございましたが、運営推進委員会や組織が事実上消滅しておりますので、現金及び商品につきましては、早急に市に移管すべく現在事務手続をしているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次の、学童保育に対する補足答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 9番伊藤知議員の子供たちの安全確保についての御質問で、教育委員会の関係の取り組みについてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、子供の安全確保については、各種団体の皆さん方、それから、多くの市民の皆さん方、保護者の方々には大変御協力をいただいて、安全確保に、スクールガードとか、見守り活動に御尽力をしていただきまして、大変ありがたい思っているところであります。

教育委員会でも、各小学校の児童の下校時間を把握した上で、その時間を中心としたパトロールを職員で行っております。「防犯パトロール実施中」というステッカーを張りながらパトロールしておりますけれども、このようなことが事件を抑止する効果に結びついていっていただければいいなというふうに思っております。

また、6月14日と15日には、秋田県が主催する地域安全マップ作製指導者講習会というものが行われます。当教育委員会でも、この講習会に指導主事を派遣して、講習内容を各学校に伝達することで、児童の防犯意識の高揚と防犯上の危険箇所の把握に努めていきたいと考えております。

さらに、携帯用防犯ブザーを市内すべての児童生徒に配付する計画を立てているところでございます。

現在、各学校で、不審者対応のための対策とか集団下校、スクールガードなどによるパトロールを実施しておりますけれども、6月9日 — あしたでございますが、仁賀保警察署において、防犯団体や各小学校、教育委員会などが出席して、子供の安全確保体制の充実と関係機関、団体の連携強化を図り、息の長い活動を推進していくことを目的にした会議が開催される予定になっております。このような機会なども通して、意見交換をしながら、学校、地域、家庭、行政が協力して子供を守っていく体制づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 最初に、先ほどの一般質問の中で、本県の「鷹巣町」と言いましたけれども、「藤里町」ということで訂正させていただきたいと思います。（該当部分訂正済み）

それで、記念館について再度お伺いいたしますけれども、たしか平成15年度に、私が旧金浦町の議員になったときに、一般会計の中から1,250万ということで、記念館のリニューアルというのが上がってきていました。それが俗に言う今回の運営推進委員会から来た売り上げという形で考えてもよろしいのでしょうかということが1つと、それから、現在、その後の、この前までの売上金、どのぐらいが残っていて、今度一般会計に繰り入れることを考えているのかということ。

それから、先ほど一般質問の中でも申しましたけれども、職員を文化施設に配置したときに、その記念館の仕組みであれ、白瀬隊長の歴史であれ、しっかりと教育をして、文化施設の職員たる教育をしているのかどうか答弁がなかったので、それを再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、国保に関して、税率に関しては、私は、当然お金がかかるものですから、どうしても負担しなくちゃいけないというのは、決して特別に反対するものではありません。ただ、そのために、負担するのであれば、それなりのサービスを向上させていただきたいという話をしておるわけですが、市長はことしの1月15日に秋田放送で、施政方針ということで、4つの重点目標を挙げておりました。1つは、旧3町のすぐれた特性と特色を生かし、伸ばすと、それから2つ目が、市民と行政が力を合わせて協働のまちづくりと、3つ目が、安定した財政環境の確保と言っています。その4つ目、次が問題なんです。体の不自由な人と高齢者に常に目を向けるという形のことを言っております。今回のこの高齢者の検診に関しては、いろいろな地区に分けておりますけれども、やはり高齢者の方々というのは、ふだん自分たちが通っているかかりつけのお医者さんに行って検診を受けたいという気持ちがあるかと思えます。旧仁賀保・金浦・象潟の国保の組織母体は違うとは思いますが、やはりいいものはしっかりと残すと、高齢者にしっかりと目を向けるという形で、旧仁賀保町まで行っていた、1ヵ月間に、かかりつけの医者に行って検診を受けるというやり方に戻していただきたいと思っています。その戻したことで、財政に負担がかかるということは、私はほとんどないと思っているのですが、そこら辺が、どうして戻したのかと、医師会との関係もあるかと思えますけれども、市のほうの考え方として、そういう形を持っていたいただければありがたいなと思えます。

それから、防災関係でありますけれども、市長のほうから各自治組織でリヤカー等を準備したほうがいいのではないかというようなニュアンスのお話がありましたけれども、行政と同じで、各自治組織も金がないんです。ですから、この各自治組織でリヤカーを買うとか、いろんな防災用の器具を買うというのは無理な状態になっているわけですから、市のほうで、ある程度やはりそのものを各防災組織のほうに配布するというような考え方を持っていただかないと、今後自治組織も生きていけないんじゃないかなと、そういう考えを持っていますので、ひとつそこら辺ももう一度考えてもらいたいと思いますし、市長が平成16年、象潟町長時代にこんなことを言っています。「自然の力には我々人間は無力である」と。それで、「日本海には地震の空白地帯がある。地震の津波の発生が脅威である」と言っております。そこら辺も考えて、市民のために何か準備するものがあるのではないかなと思いますし、災害時には、役場職員の敏速な行動が被害状況の把握、住民の安全を確

保するために重要であると言っております。

もし、津波が来たときに、旧金浦のかもめ荘の近くに、防災倉庫に波が上がってきたときに、職員を防災器具を取りに行けと市長は命令できるのかどうか。そこら辺を考えると、あの場所というのは適切な場所ではないと考えておりますので、早急に、あの場所を変えるべきと私は考えます。もう一度お考えをお伺いいたします。

それから、海水浴場、これに関しては、いろんな講習会とかをして、監視員をつけるということですが、救助体制というのを、先ほど担当のほうから細かく答弁あるというのでありましたけれども、まだ答弁ないので、そこら辺の詳しい内容をお願いしたいと思います。

それから、学童生徒の安全に関して、安全マップ作製というのは県で主催する行事ということで、これから参加するということですが、この前に、5月28日の日に、県が主体で地域で守る子供の安全確保のための緊急集会というのが開催されております。中央地区、県北、県南地区ということで、その3カ所に関してはPTA、あるいは市町村の教育委員会という形で参集されているわけですが、にかほ市からはその緊急集会に参加しておったのかどうかということをお伺いしたいと思います。まずそれだけお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、記念館について答弁いたします。

リニューアル事業でございましたが、あの事業は、たしかまちづくり特別債を利用いたしまして、ハード事業が該当した最後の年度に行った事業だったと思います。一般財源の内訳につきましては、たしか繰り越ししてきたその町に入れました基金繰り入れだったと思いますが、ちょっと今、資料を持っておりませんので、委員会にでも確実な数字を報告いたしたいと思います。

それから、現金でございますが、3月末で84万5,147円、それから商品につきましては51万9,381円の在庫となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 1つは、検診のことについての再質問でございますが、改善のできるものは改善はしていきたいと思っております。ただ、その経緯について私も詳しくわかりませんので、担当の部長からお答えをさせていただきます。

それから、自主防災組織の備品の調達、これについては、当然、行政として助成なり、あるいは支給なり、こうしたことは当然考えていかなければならない問題だと思っております。これについても、これからいろいろ防災計画も立ててまいりますので、そういう形の中で検討してまいりたいと思っております。

防災倉庫の件でございますが、職員にもこういう緊急管理対応マニュアル、地震のときの初動動作マニュアル、これ、全部職員にも役割分担をして4月1日に配付しているわけです。この役割に基づいて、職員から何かあった場合は行動してもらわなければなりません。ただ、今、御指摘のように、波が津波でどんどん来るところに行くと、職員にいろんなものを出してきなさいとは、これ言えないと思っております。ですから、やはりそういう倉庫についてはこれからなるべく早く改善ができるように取り組んでいきたいと、そのように思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 健康診断の件について、検診のことについて御説明申し上げます。

40歳以上の基本検診を集団で実施するという事は、合併協議事項におきましても、新市において調整するとそういうことになっていたところであります。それで、にかほ市の医師会との打ち合わせ、あるいは担当者の協議の中で、お医者さんの受け入れ人数等も考慮しまして、集団検診方式で実施しようということで確認なされたものでございまして、市内の検診方法を統一させていただきたいということで決定したものであります。市民には、特にお年寄りの方に対しましても、なるべくできるだけ近い場所で受診できるように、また、自分の都合のよい日を選ぶように、9日間にわたりまして実施するなどの配慮をいたしましたので、どうかこの点は御理解願いたいと思います。

また、未受診者につきましても、再度受診できる機会を設けるなどの方策も考えてまいりたい。また、今後、受診率等を考慮しながら最良の方法を模索してまいりたいと、このように考えておりますので、どうか御理解願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 5月28日の研究集会、中央地区の集会の出席者についての御質問でございますけれども、各学校の代表者はもちろんでございますが、市のほうから市民部生活環境課の職員、それから教育委員会からは学校教育課長が出席しております。

議長（竹内睦夫君） 海水浴場関係、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 海水浴場についてのことでありますけれども、市内4カ所の海水浴場の監視体制ということは、救助体制ということになるかと思っておりますけれども、象潟海水浴場と小砂川海水浴場の監視業務につきましては、にかほ市観光協会へ業務委託を行っております。監視体制は、平日が3人、それから土曜・日曜日が4人の体制ということであります。また、赤石海水浴場と平沢海水浴場につきましては、産業部の観光課の直接管理でありますけれども、監視体制は期間中、監視員2人体制で対応したいということであります。もちろん海水浴場には注意看板とか拡声器、それらを準備しておりますし、また、万が一の事故にはこの監視員が対応するというようなことで、監視救助緊急連絡網というものも整えて、それらの救助体制をとってまいりたいと考えているところであります。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 最後にもう一度、国保に関して。

旧仁賀保町では — 私の感覚が間違っているなら間違っているでいいんですけども、旧仁賀保町で65歳以上の高齢者の健康診断に関しては、毎年6月の1ヵ月間に、自分のかかりつけの医者、あるいは町内の医院に行って健康診断を受けるというような約束事というか、そういう形で昨年度まで検診をしておったはずですけども、ことしになって急になくなったと。それで、ある地域地域ごとに、9日間、見てますよと。1ヵ月と9日とどっちが長いですか。1ヵ月のほうが長いわけですよ。その分、老人には、65歳以上の高齢者に関しては、自由に行けるという形を持っておったわけです。今度期間が決められる、場所も決められるというふうになると、負担もふえてストレスもふえるという形になるかと思っておりますが、「検討します」じゃなく、これはしっかりともの形

に戻すという形で今後しっかりと考え方を持っていただきたいと思います。もう一度部長のほうからそこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ。安全・安心まちづくり活動支援助成金というのが県のほうでまた今回、今度の県議会の際に4,000万ほどプラスして、そういうふうな補助金を出すという形が新聞に載っておりましたが、にかほ市のほうでは、そういう助成に関して届けを出している、申請をしているNPO法人、あるいは団体があるのかどうか教えていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 確かに旧仁賀保町時代は、医療機関方式ということでそのような方法でやっていたようであります。ただし、先ほども申し上げましたとおり、市、医師との協議の中で、人数の受け入れ、あるいはそういう関係もありますので、今回は集団検診方式でやろうということで決定いたしております。現在はもう検診も始まっていることですので、来年度につきましては検討させていただきたいと、そのことをお願いしておきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 市民部長。

市民部長（池田史郎君） 県の安全・安心まちづくり活動の支援助成金のことで再質問でございましたけれども、この制度については、過去において、旧町時代ですが、平成16年度に活動区域が仁賀保・金浦・象潟という活動区域で、ねむの花サポートチームという団体が支援を受けた経緯がございます。さらに、平成17年度におきましては、旧象潟町において、安全安心まちづくり隊という団体がこの制度を受けております。そういう経緯がございます。新市になりまして、担当のほうからさまざまな団体に対して、「安全・安心まちづくり活動助成、県のこういう制度がございますので、希望するところは申請してください」という募集をしておったところでございますが、18年度については手を挙げる団体がございませんでした。

実をいいますと、5月19日で当初の分は締め切りとなっておったわけです。現在の情報によりますと、伊藤議員御指摘のとおり、県のほうでまた追加の措置をする予定でございます。県のほうの情報では、これが正式に決定し次第、新たな募集、追加募集をする予定でございますので、そのときにはまた改めてさまざまな団体に対して要望等を取りまとめていきたいと、こういうふう考えております。

【9番（伊藤知君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで9番伊藤知議員の一般質問を終わります。

所要のため11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、一般質問を継続いたします。次に、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本

藤議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） 通告に従いまして、大きく3点について質問をさせていただきます。

少子・高齢社会は、行政のあらゆる面で大きな影響をもたらしております。私の調査によりますと、ことしの1月現在で市全体の高齢化率が26.4%、各集落においては30%、あるいは40%を超える高齢化率になっております。こうしたことが特に農業問題、福祉問題に大きく影を落としていることは皆さん周知のことと思います。

質問の第1点は、ことしの4月から集落営農推進係を市では新たに設置し、専任職員を配置しております。専任の係と職員の配置、時宜を得たものだというふうに感じております。設置以降、各集落を巡回し、集落農家の意向を確認していることと思いますが、それらの状況についてお聞きいたします。

前段で申し上げましたとおり、各集落の高齢化 — 超高齢、これは農業の担い手不足、あるいは後継者不足、米価の低迷などで、農業を取り巻くあらゆる環境に厳しく影響しているところであり、市では平成19年度から大幅に変わる水田農業政策、経営安定政策に対応するために、集落営農推進係を設置したことだと思っておりますので、細かい次の点をお知らせいただきたいと思っております。

集落における説明会や協議の段階で農家の志向はどんなものであったか。現在の段階で私が考える範囲では、集落営農志向と個別経営志向、この2つに大別できるかと思っておりますが、その選択の志向の状況、集落を回ってどんなものであったかということでもあります。

それから、来年度、19年度からは、稲作所得の基盤確保対策や大豆交付金、大豆作経営安定対策等の助成が大幅に変わります。大豆・麦は認定されなければ現在の補助金は出ません。米も認定されなければ補てん措置は軽減されるという状況にあります。そういう中で、19年度までの認定までの間に、あるいは認定以降、もしこれを受けなければ何らかの暫定的な措置は考えられるのかどうかということでもあります。

次、市の対応として、各集落を回っていることはわかりませんが、推進の係、農業委員会、土地改良、JA秋田しんせいなどとの連携の状況はどうなのかと。聞くところによりますと、市の説明とJAしんせいの説明内容に若干の食い違いがあるんじゃないかという疑問も農家の方から聞かれます。そこら辺の連携はどうなのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、誘導している、集落営農推進のために誘導の方向で歩いているわけですが、そうした協議の段階で特に問題視されるのはどういう点なのかということをお聞きしたいと思っております。

次に、これも高齢社会の影が大きく見えるわけですが、2番目に、景気低迷時期における生活防衛のために、「生活改善申し合わせ事項」（仮称） — これはかつてこのようなタイトルであったので仮称にしておきましたが — の検討に行政も深く関与することについての質問があります。

先ほど申し上げましたように、集落によっては高齢化率が40%を超える、あるいは30%を超える集落が非常に多いという現状であります。その多くは、最近における国の施策により、負担は重く、

福祉、いわゆる給付は薄いという傾向にあります。そうした中で、特に言われることが、冠婚葬祭や社会的なつき合いに対する経費がかさみ、生活が圧迫されるという言葉であります。かつて旧本荘市由利郡内の公民館や婦人会連絡協議会等で「生活改善申し合わせ事項」というものがありまして、各世帯に配布をし、あるいはJA独自で「生活改善の申し合わせ事項」をつくり、それを啓発普及努力された経緯がございます。そういうような状況で、年金生活ではなかなかこれまでのつき合いを維持することができないと。そして、単独、個人でなかなかそれを改善するというのは難しいという声が最近非常に多くなっているのであります。よって、無理、むだのない生活環境をつくるために、地域ぐるみで取り組むために、行政も深くかかわりを持つ必要があるのではないかとこのように考えますので、この点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目であります、深刻化する少年非行と犯罪被害で、子供たちを犯罪被害から守るといった質問であります。

前段、同僚議員の質問にもありましたが、閑静な藤里町で思いがけない悲しい事件が発生いたしました。地元では、「まさかこんな事件がこの地域で」という思いで静まり返っていると友達から聞きました。続発する子供の犯罪被害は、今や対岸の火事とのんきにしていられない社会であります。犯罪被害から子供たちを守る地域の取り組みは大変難しい点もありますが、小さなことから実施していかなければならないと思っておりますし、当局の先ほどの質問に対する答弁でも、その意気込みについてはある程度理解できるものもありませんが、県の地域の防犯力向上ということで先般の報道によって安全・安心まちづくり支援助成金が補正で出されております。こうした制度を利用しながら、当市での今後の防犯活動を強化してほしいという考えから市のお考えをお聞きするものであります。

また、教育現場における安全・安心の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思っております。

なお、答弁によりましては自席で再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

農業を取り巻く環境については、今、本藤議員が御指摘のように、米の値段も下がっておりますし、高齢化も進んでいます。あるいは後継者もいません。そういうことで大変厳しい環境にあることは、私も重々認識しているところでございます。

こうした中で、19年度から、認定農業者、あるいは集落営農という形での新たな国の経営所得安定対策が導入されることになっております。この経営安定対策に対応することができなければ、交付金などの財政的な支援というものはできなくなるわけでございます。ただ、この経営所得安定対策ということもございしますが、じゃなくて、これからこの先この地域農業をどうしていくかということが私は大変重要になってくるのではないかなと思っております。将来に向けて魅力ある産業として農業がどう発展していけるのか、こうしたことをやはり農家の皆さんから主体性を持っていろいろ考えてもらうよい時期ではないかなというふうに私はとらえております。

将来に向けて産業として発展していくためには、やはり一定の生産量、農作物の生産量を確保しながら、市場性の高い、特色のある農産物の生産がまずは必要だと私は思います。それから、加工品も手がけていくような、そうした多角的な農業展開ができるような農業経営、私は、農業がこれからも魅力ある産業として生き残っていくためには、まずはこれが必要だと思います。そのためにも経営体の強化というのが大変重要になってくると思います。それから、この辺では余りやっておりませんが、やはり農業の持つ有形無形の財産、これを活用したグリーン・ツーリズム、要するに観光、こうしたことも農業の中に取り入れていくという経営も、これから農業所得を向上していくためには私は必要ではないかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、まずは経営体の強化と、それを支えるリーダーをどういうふうな形でつくっていくか、リーダーを出現させていくかだと私は思います。ただ、認定農業、先ほど申し上げました経営所得安定対策を受けるために、認定農業者、要するに4ヘクタール以上の経営面積があれば対応するという農業形態だけでは、そういう方々だけができていただけでは、やはり地域農業というのは私は維持できないと思います。ある程度の面積を確保して限られた認定農業者がどういう形で導水路を管理していくのか、こういうことを考えますと、私は、市としてはやはり認定農業者を中心とした集落営農、この形を何とか進めていきたいと思います。そうでなければ、余りにも農家個々の経営面積だけ大きくしても数が少なくなります。じゃ、導水路をどういうふうに管理していくかと考えますと、やはり私は集落営農がよいのではないかなということで、18年度から、先ほどお話がありましたように、集落営農推進係を設置して、いろいろJAと、あるいは土地改良区と連携しながら各集落の説明会を開催しているところでございます。この内容については担当の部長から説明しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、私は、今、報告を受けていますが、なかなかやっぱり難しい環境にあります、集落営農についても。そこで、これからもう一度、私はJAの支部長さん方を集めて、集落営農に何が不安なのか、行政に何を望むのか、そうした意見の場をつくっていききたいなと思っておりますけれども、いずれにしても、これは農家の皆さんがやるという主体性を持たなければ、どういう形でも私はできないと思っています。ですから、地域農業をこれからどうしていくのか、どう展開していくほうがよいのか、農家の皆さんからも新たな視点、あるいは意識改革を図っていただきながら、主体的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。行政といたしましても、意欲ある農家に対しては積極的に支援・サポートしていきたいと思っております。

次に、生活改善についてでございます。いろいろ私もこの質問に当たりまして担当に調べさせましたけれども、旧象潟町の資料などを参考にちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

以前、秋田県生涯学習課の指導や、地域の盛り上がりもあって、日常生活における見え、むだなどを排除しようと、昭和42年に「象潟町新生活運動協議会」が発足しました。恐らく由利本荘市の市町村でも、同じようにこの時期にそうした協議会が設立されまして活動したものだと思っております。以来、本藤議員が御指摘のように、「生活改善申し合わせ事項」というものを印刷して、各世帯に配布するなどして啓発活動を行ってきましてけれども、ただ、そういう中で、時代にそぐわないとか、もう縛られるのは嫌だとか、行政主導でなく各地域の自治組織、これを拠点にしたような形が

よいのではないかなとか、あるいは30年間もやってきたけれども何か変わってきていない、むしろまた逆方向に行っているというふうな話もありました。そして、今、残っているのは象潟町だけだと、この協議会が残っているのは象潟町だけだということで、平成8年の3月29日に、旧象潟町ではこの協議会を解散しております。

ただ、一部の集落ではそうしたことをまだやっている集落もあるようでございます。あるようでございますが、ただ、今の段階では本藤議員が御指摘のような形で、行政が積極的にかかわっていくということは、まだちょっと無理ではないかなと思います。もう少し時間をかけて、それぞれの市民の皆さんから、やはりそれは必要だというものを、少し盛り上がりを高めていかなければならないのではないかなと思います。そういうことで、今の段階で積極的に行政がかかわっていくということは考えておりませんが、いろいろな機会を通して、先ほど本藤議員がお話したような形も踏まえて、必要性を訴えてまいりたいと、そのように考えております。ということで、もう少し行政がかかわるには少し時間をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、子供たちの安全対策についてでございます。

先ほど伊藤議員にもお答えしましたが、県内においてこのような悲惨な事件が発生してしまったということに、私どもも大変大きな衝撃を受けているわけでございます。いろいろな形でこれから市民の皆さんのお力をかりながら、子供さんたちの安全を確保するための活動をしてまいりたいと思いますし、そうした組織づくりもやっていきたいと思っています。また、いろいろな諸会議、例えば自治会長会の会合なんかに行っても、私たちもやろうというふうな声も今、出てきております。ですから、そういう方々から御協力をいただきながら、そういう活動の組織づくりをこれから進めてまいりたいと思いますが、やはり難しい点は、例えば藤里町の場合の事件とか、あるいは滋賀県の長浜市の事件とか、やはり保護者とか顔見知りの方がそういう犯罪にかかわっているというときに、どう対応していったらいいのかという大変難しい課題も抱えているわけです。抱えておりますが、何とか市民の皆さんの力をかりながら、これから行政についても一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

また、県の制度についても、先ほど伊藤議員にお答えしておりますけれども、18年度はこれに取り組む団体は当初はございませんでしたけれども、先ほど申し上げましたような各種団体でも、やろうという盛り上がりが今、出てきております。出てきておりますので、そうした団体に呼びかけてこの事業を活用していただきたいというふうに考えておりますので、これもこれから一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

なお、教育現場での取り組みなどについては、教育長がお答えしますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 補足答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 集落営農に係る質問でありますけれども、説明会につきましては、昨年の7月から市内の79集落を対象に実施してきておりますが、市の職員やJAの秋田しんせい本店、また、市内の3JA支店の職員と連携をいたしまして、6月4日現在で75集落で開催をしていると

ころであります。

最初の質問の農家の意向でありますけれども、4月末現在の集落及び農家の意向であります、集落営農で進みたいというのが41集落あります。また、集落営農と個別営農で行いたいというのが21集落、検討中であるというのが9集落、わからないというのが4集落という現在の状況であります。また、集落営農に関する各集落の進捗度でありますけれども、集落の方へ説明会の報告だけをして実質的な協議はまだされていないというのが8集落あります。それから、協議をしているけれども方向性や目標が設定されていないということで協議の結果が出ていないというのが59集落あります。また、協議を行い方向性がほぼ決定しているんだけど、主たる従事者、役員、構成員などが設定されていないというのが5集落であります。また、集落の方向、経営体の目標と概要、組織の設立が決定しているというのが2集落であります。経理の一元化が決定しており19年度から実施できるというのが1集落であります。

次に、の「19年度から助成制度が変わるが、暫定的な措置があるか」という質問でございますけれども、大豆交付金、大豆作経営安定対策は、原則として、4ヘクタール以上の経営規模の認定農業者である個別経営体と、20ヘクタール以上の経営規模で一定の要件を備える集落営農組織、いわゆる担い手を対象とした品目横断的経営安定対策に移行しますので暫定措置はありません。また、稲作所得基盤確保対策についても、品目横断的経営安定対策に移行しますが、担い手以外を対象とした新たな米価下落対策が行われることになっております。それから、支援内容はまだ国から出ておりませんが、19年度から3ヵ年の実施であり、この間に品目横断的経営安定対策に円滑移行するための経過措置と考えております。

3つ目の、「市の対応として各団体と連携はとられているか」でありますけれども、去る4月26日に由利地域振興局、それから由利本荘市、にかほ市、JA秋田しんせい、そして各土地改良区で構成する由利地域経営所得安定対策等連絡協議会が組織されております。これに伴いまして、担当者レベルでの担い手ワークショップが設置され、互いの情報交換や共通認識を高めるために、担当者等で月に2回ほどの定期会合を行っております。今年度は全集落における意向確認、そして、にかほ市では22のモデル集落を立ち上げる計画でありまして、規約の作成、経理の一元化、これらに向けて由利地域振興局の担い手育成班やJAの担い手支援センター等の関係機関と連絡をとり合いながら進めてまいります。

また、今後、個別経営体を志向する認定農業者は、法に基づく農地の集積が必要であることから、農業委員会とも密接な連携を図ってまいりたいと思っております。

次に、座談会で特に問題視された点でありますけれども、集落営農組織として立ち上げる場合、地域農用地の集積目標、規約の作成、経理の一元化、組織の主たる従事者の農業所得目標、農業生産法人化計画、これらの5項目の要件を満たす組織になる必要があります。これらの中で特に経理の一元化についての不安が多かったということであります。これまで個々での対応が当たり前であったものでありますけれども、組織の口座に入金されることについての抵抗感とか不安感が多いようです。このことにつきましては、JA中央会で作成した経理ソフト「一元」の活用を勧め、関係集落に対して市とJAで協力体制をとりながら補完してまいりたいと考えております。

また、制度の内容がわかりにくいということもありました。一度の説明会では法の改正ということで大変難しいことは事実と思われまますので、今後ともJ A等関係機関とともに、繰り返し二度、三度と説明に赴きたいと考えているところであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育現場での考え方について、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 学校現場での取り組みについてお答えいたします。

まず、登校時集団登校を実施している小学校は8校中7校、中学校は4校中1校であります。また、登校時スクールガードなどの登校指導を行っている小学校は8校中7校、中学校はゼロ。下校時に集団下校を実施している小学校は8校中6校、中学校は4校中1校。下校時スクールガードなどの下校指導を行っている小学校は8校中7校、中学校はゼロというふうなことでありますけれども、各小学校でスクールガードなどお願いしておりますけれども、一応一番少ないところで釜ヶ台小学校、登録状況ですが6人、一番多いところで象潟小学校150人というふうな状況であります。活動内容としては、パトロール、街頭指導が主なものであります。中には付き添っていくというふうなことで活動をしているようであります。構成員としては、ほとんどが保護者、地域住民ということになっておりますが、中には少年保護育成会議とか防犯協会といったような組織で登録をいただいている学校もございます。

あと今後の取り組みにつきまして防犯教室を行うと。ほとんどの学校で行いますけれども、6月中に実施予定の学校が小学校、小学校の場合ですけれども4校、7月に実施予定の学校が3校、11月実施予定の学校が1校というふうになっております。

あと、今後の取り組みとして、先ほど伊藤議員の答弁にも申し上げましたが、地域安全マップの作成というようなことも、実際、小学校の児童を対象としたマップ作成演習などを行いながら、防犯上の危険箇所の把握に努めていきたいというふうに思っております。

それから、このような活動で地域の皆さん方からお世話になっているわけですが、もちろん職員、学校の先生方もそれぞれ交代でパトロールを行っております。また、集団下校できない場合も当然あるわけですが、その場合は下校グループを組んで、なるべく1人で下校しないというふうなことに極力努めているところであります。

あと、中学校のほうは余り組織的な活動は行っておりませんが、まず1人で下校しないよという指導は強く行っておりますけれども、部活やその他のことでどうしても遅くなる生徒が多いわけですが、家の人に迎えに来てもらうよう指導をしているところであります。生徒に対して日ごろから緊急時の対応の仕方ということについても随時機会を設けて指導をしているところであります。

あと、集団的な活動をしていないところでも、地域の皆さんに見守りをお願いするという形で行っているわけですが、一応、その場合は、各家庭に下校時刻を連絡しながら、近くまで、途中まで、なるべく迎えに来てもらうというふうな対応をとっているようでございます。

おおよそ学校の取り組みについて申し上げたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 再質問、21 番本藤議員。

21 番（本藤敏夫君） 前段で御質問いたしました3点について再度質問させていただきます。

最初の集落営農の関係であります。説明によりますと、4月現在で集落営農志向の集落が41という説明であったと思います。がしかし、19年度から実施できる見込みの集落は1つと、1集落というふうにお聞きいたしました。が、いずれ、19年度になれば、これまでのいろんな補てん制度の恩恵を受けることができないというのがはっきりしているわけであり。認定を受けるに当たっては、19年度でなくても、20年でも21年でもいいわけであり。実際には、こういう措置が減ることになりますので、農家にとっては大きな問題だと思います。

担い手の不足、これを改善するために、県で「担い手不足集落の誘導方向」というマニュアルをつくっているんですが、そのマニュアルの中にはいろんな救済手法があります。農家の考えていることを、例えばアンケートをとったものかどうかとか、それから、どういう作物をどう考えて作付をしていくのか。これは品目横断的経営安定対策の関係もあるわけで、こうしたことが、当市で、こういう手法で地域ニーズを把握したものかどうか。ただ座談会で、いろんなパンフレットはあるようですけれども、このようなパンフレットで説明するだけで、あと座談会でのニーズ把握だけということになっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あと、制度から漏れた小規模農家の救済という面もあります。1アールや2アールの田んぼしかつくっていない人、一番遊休農地になりやすいし、荒廃農地になる可能性の大きなところであり。そういう小規模農地の救済についてどういう考え方を持っておられるのか。

それから、今、農家で一番取りざたされているのが、所得の確保ということが非常に大きくネックになっているようであり。それから、品目、何を栽培すればいいかという迷いが非常に大きいようであり。そこら辺の指導の状況。

集落営農に対する誘導方向の関係で、市長、あるいは部長本人がその集落の人方と対話したことがあるのかどうか。にかほ市内は、大区画圃場整備がほとんどされており。他地域のほうから見れば、集落営農に取り組みやすい環境にあるのではないかなと思っておりますけれども、そういう観点でお聞きしているわけですが、以上の点を、この集落営農に関する問題としてお知らせいただきたい。

それから、2番目の生活改善申し合わせ事項（仮称）の件でありますけれども、昭和48年当時
— 昭和48年、50年当時は、経済的に所得向上の好景気時でありました。今は全く違う生活環境に入っております。まさに生活防衛のために必要不可欠な状況になっているというふうにお考えしますので、老人クラブ、あるいは婦人会、その他の社会教育団体等のニーズを把握し、具体的な対策を立てていくことが必要だというふうにお考えですが、いかがでしょうか。生活環境の違いから、48年、あるいは50年の
— 昭和50年の前半時代とは、今は全く違っているということをお答えをいただきたい。

それから、3点の、子供たちを犯罪被害から守るということですが、取り組みについてはわかりました。今、県では、スクールガードリーダーを任命し、情報によりますと、あしたその会議があるやに聞いております。10校に対し1名程度のスクールガードリーダーの配置を県では考

えておられるようでありますけれども、それらの関連と、それから防犯指導隊、あるいは、ただいま教育長からお話がありました見回り隊の活動、これを連携し、具体的な共通認識に立った活動を展開していただければいいのではないかなと、こう思います。

そのために、例えば腕章とか、帽子とか、それらがこの安全安心まちづくり活動支援の助成対象になっていますから、それらの資金を活用しながら、そうした活動備品といいますが、活動消耗品的なものを充てるということも大事だと思います。

それから、マップの話がありました。確かに、安全マップ、あるいは言葉を変えると危険マップになるかと思いますが、そうしたもののマップが有効だということは、きのうの報道等でもありましたし、それはいいのでありますが、私は回って歩いて、一番大事なことは、この市で不足しているのが街路灯、非常に暗い。例えば仁賀保高校の生徒が中山を通過して、仁賀保、小出方面に自転車で来ます。途中までは明るいんですが、旧金浦、旧象潟、旧仁賀保の接点の部分が非常に暗い。そうした生活環境整備、これがマップに生かされることを大いに期待したいし、市の力で街路灯を新規に増設し、明るい、犯罪のしにくい生活環境整備、これを期待したいというふう思います。

以上の点についてお答えいただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今、集落営農につきまして4点ほどの質問をいただきましたが、最後の集落営農の説明会に部長は行ったかということでもありますけれども、私はこれまで出たことがございません。

それから、残りの3点につきましては、私、ここら辺、まだ勉強しておりませんので、阿部農林課長から答えていただきますので、よろしくお願いします。

議長（竹内睦夫君） 補足答弁、阿部農林課長。

農林課長（阿部誠一君） 本藤議員から質問ありました3点について御説明したいと思います。

地域ニーズを把握したものかという質問でございますけれども、この検討会につきましては、75回ほど開催いたしまして、出席しました農家が1,015人、市のほうから延べ50人、農協から134人、それから国としまして、農政事務所から1人、由利地域振興局から1人が出席しております。これにつきましても、検討会での意向ということで、地域ニーズを把握した数字だと理解しております。

それから、小規模農家の救済の方法についての質問がございましたが、現行の対策では産地づくり交付金、それから稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、大豆交付金、大豆作経営安定対策の5つの制度があるわけでございますけれども、産地づくり交付金については、新しい産地づくり交付金に移行することとなっております。また、稲作所得経営基盤対策につきましては、担い手農家以外につきましては、新たな米価下落対策、支援の水準は夏に決定される予定でありますけれども、3年間で徐々に引き下げされることとなっております。

担い手につきましては、品目横断的経営安定対策に移行いたしますけれども、また、担い手安定対策、大豆交付金、大豆作経営安定対策につきましては、新しい品目横断的経営安定対策に移行するため、小規模農家については一切の支援はございません。これにつきましては、これから数回の

検討会、説明会が開催されるわけですので、集落のほうと詰めていきたいと考えております。

それから、所得の確保の品目はどうなのかということでございますけれども、この対策につきましては、麦・大豆等ありますけれども、このにかほ地区につきましては大豆が作目となっておりますので、大豆の作付を推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 農業のことから少しお話ししますけれども、私も直接説明会には行っていません。ただ、いろいろな形で農家の皆さんとお会いしますので、やはり集落営農に取り組むべきだという話はさせていただいております。ただ、そういう中で、私、一番やっぱり心配なのは、農業従事者が高齢化になってどんどん農地が荒廃していくと。じゃ、だれもこれを構わないと。じゃ、これは、農地の持つ多面的機能というのはどんどんなくなっていくわけですね。そのほかにも地域コミュニティも壊れていくのではないかなという心配を持っているわけです。ですから、例えば高齢者の皆さんも、軽作業でやれる農業もあると思うんです。これ、やっぱり経営体がしっかりして、例えば仁賀保のパンジーとかいろいろやっていますけれども、あれは高齢者の皆さんもやれる部分というのは結構あると思うんです。そういう輪を広げていくことも、集落営農につながっていくのではないかと、私はそう思います。

それから、生活改善については意向調査なども十分踏まえてこれから検討してまいりたいと思います。

それから、街灯。街灯についてはさらに調査をして、適切に対応していきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） スクールガードリーダーの件のお話とか、それから連携強化のお話がありました。当然のことと思います。先ほど伊藤議員のときに答弁申し上げましたが、あした、ちょうどそういう仁賀保警察署で会議もございます。そのようなことを、機会を通して、より一層の連携策を具体化していけるのではないかなと思っております。

あと、当然、例えば見回りするにしても、普通の服装ですと、もしかすると、不審者に間違われる可能性もありますので、教育委員会としても、腕章がいいのか、帽子がいいのか、ジャンパーがいいのか、あるいはチョッキ形式のものがいいのか、今、いろいろそういうものがあります。それを今、具体的に検討しているところでございます。もし少し時間をいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 本藤議員。

21番（本藤敏夫君） 最後になりますが、集落営農、これは市長が言われるように地域を守るためにも、早期の体制づくり、必要かと思っております。農家の皆さんも、できればそういう方向でという思いもあるようでありますから、市長が直接出る出ないは別にしても、少なくとも担当部長、何集落かは歩いて、農家の直接の声を聞いて、何が問題あるかということのを的確に把握し、農家所得が減にならないように、早期の政策実践に努めてほしいと思っております。

それから、くどいようではありますが、生活改善に関しては、前向きに検討していただくことにな

りますけれども、やはりこれは個々の問題ではありますが、それぞれ団体がありますので、団体の意向を確認しながら、そういう方向で進まれることを切に希望しておきたいと。

それから、子供たちを犯罪被害から守ると、一例を街灯で申し上げましたが、生活環境の整備という面でできるだけ — 金のかかることで大変なんですけれども、そうした方向で進んでいくことと、それから、スクールガードリーダー等々の連携プレーをうまくやって、その助成金もせっかく補正していますから、18年度は締め切っていますけれども、補正後も追加申し込みが期待できるというふうになっているようでもありますから、ぜひそうしたものを活用しながら、活発な活動展開をし、より安全な地域にさせていただくことをお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（竹内睦夫君） 答弁、必要ですか。いいですか。

21番（本藤敏夫君） いいです。

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。16番竹内賢議員の一般質問を許します。16番。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） それでは、質問させていただきたいと思います。

最初に、子供たちが安心して育つ環境づくりということで、その中で、1点目として、8つの小学校と中学校での登下校時の安全対策について質問しておりますが、その点については同僚議員が2人とも質問していますし、答弁をいただいていますから、それに触れない中だけで、ちょっっただけ質問させていただくことをまずもって申し上げたいと思います。

象潟小学校の子供たちが登下校する入り口にこういう看板があります。「こわい人 見かけたら近づきません ぼくのため」、「不審者の甘い言葉に気をつける」。私は、これは大人社会に対する警告だろうと。今の大人社会がどういう社会になっているかということに、子供たちが気がついていてからこういう標語ができてくるんじゃないかというふうに思って、毎朝、あるいは毎夕、あそこを通るたびに見ていました。

そういうことで、子供たちがどういう環境の中で育っていくのか、これは大人の私たちの責任だろうと、そういうふうに考えます。ところが、現実には極めて子供たちにとっては厳しい育つ環境になっているだろうと。それをどういうふうに、1つでも2つでも直していくか、それは、私たちが

自分たちのあり方、自分たちの生活、姿勢、態度、そこから入らなければならないというふうに思っているところが、私の感じが一つあります。

そこで、具体的な内容に入りますが、今、午前中の質問の中で、いろんな対策がされているというふうに話がされていました。その中で、先生の、いわゆる教師の負担が、この子供たちの登下校の安全、あるいは校内の安全、それを保つために、負担がどのようになっているのか、それにきちんとやっぱり対応していかなければならないんじゃないかと思います。先生方も、今、広域の配転というか、そういう形で、ほとんどの先生方が自分の住む町じゃなくて、ほかのほうから通ってきております。朝早く、6時半から7時ころにはもう着いていると。それで、帰りは非常に遅いと。そういう中で安全対策を率先してやらなければならないということについて、私はやっぱり思いをはせなければならないというふうに思います。この点については、特別に質問の内容に入っていませんけども、ただ、付随して出てくる問題ですから、教育長のほうから、こういうふうな問題が出てきていますとか、あるいはこういう対策をしていますからというふうに話をさせていただければありがたいと思います。

2つ目は、子供たちが良好な環境のもとで育つために、現在、学童保育が重要な施策となっています。にかほ市には、今、4つの学童保育と、およそ登録人員が140人ぐらいと。実数、毎日そこに帰ってくる子供が60人か70人ぐらいと、そういう内容になっています。そこで、学童保育の現状、あるいは運営上の課題、施設の環境とか、指導者の確保とか、あるいは財政的な面を含めて、そういうものについて、率直に現在の学童保育はこういう状態で、そしてここがやっぱり課題だと、将来的にはこういうことを見据えていかなければならないということでありましたら、伺いたいと思います。

3つ目は、今回の議案の中に、3つの児童館の廃止が条例の中に出ています。残るのは、黒川の児童館だけになります。この黒川の児童館にしても、本当に児童館としての、いわゆる児童福祉法第40条に基づく施設としての機能というか、活動が本当にやられているのかどうか、そういうことを考えますと、にかほ市が、子供たちが育つ環境をつくるために、私はやっぱり指導者を配置した児童館を3地域なら3地域、そういうふうにつくっていくことが必要だろうというふうに思います。この児童館については、これまで象潟町議会でも、私は何回も質問をしてきました。そういうことを踏まえて、新市長がこの児童館についてどういう思いをしているのか、伺いたいと思います。

それから、3つ目は、そういう児童館なりが、あるいは子供たちの行く場所が必要なわけですが、できるまでの間、公的な施設を子供たちに開放する具体的な計画をつくるべきだと、こういう思いをしています。今、大人の人方は、シェイプアップとか、あるいは健康づくりとか、あるいは仲間づくりとか、スポーツにということで、いろんな形で公的な施設を利用していますが、子供たちが自分たちの意思で、いわゆる小さい子供から高等学校ぐらいまで、そういう子供社会をつくれるようなそういう公的な施設が必要なわけですが、それが児童館なんですけれども、そういうものができるまでの間、公的な施設の開放をこの際、具体的につくっていくべきだろうと。これは子供たちの安全の問題にも関連するわけですから、そのことをぜひやっていただきたいと。

象潟体育館の場合は、私、この間行って話を聞きましたら、この日は、子供たちが自由に使える

日ですよと、そういうふうに、インターネット上では、何というか、空きの時間帯をずっとつづけているようです。ただ、これが本当に市民の間に周知されているのかどうか、ここが一つ問題ですから、各施設においても、そういう周知の面も含めて、子供たちにこういう — 学校も含めてです — 公的施設を開放する具体的な計画をぜひつくるべきだということで、問題提起をしたいと思います。

それから、2 つ目です。これは、たまたま農林水産関連施設の借用、いわゆる使用について聞いたところから、私に、いろんな市民の方が、市民が本当に利用しやすい市の施設だろうかと、そういう疑問の声が寄せられました。例えば、公民館、体育館、運動場、農林水産関連施設、これは市民が利用するわけですがけれども、今の申し込みの方法が本当に申し込みのしやすいものになっているものかどうか。

調べてみましたら、インターネット上で現在市民が利用できる施設が 32 施設あります。その中で、象潟運動場 — 運動広場です。象潟グラウンド夜間照明施設、象潟公会堂、中島台レクリエーションの森、ここは金浦からでも、象潟からでも、仁賀保からでも利用できる、申し込みでできると、そういう内容になっていますが、そのほかについては定かではありません。したがって、市民の視点に立った施設の利用方法、せっかく合併して、広域的にそういうものが利用できる状態になったわけですから、そこを考えた方法を速急につくるべきだというふうに、そして周知をきちんとすべきだと、こういうふうに思います。

それから、あわせて、使用料の減免について。協働のまちづくりということを進めるためにも、いろんな団体、ボランティア組織がいろんな形でまちづくりに参加をするということが求められているわけですので、自主的なボランティア団体にこそ施設利用料の減免を考えるべきでないかと、こういうふうに思います。ただ、市役所として、恐らく、そうすれば、どこまでそれがいいのかという話が出てくると思うんですけども、それまでの活動計画とか、あるいは活動実態とか、そういうものをきちんと見ていれば、施設の利用料の減免についてもボランティア組織に対して、きちんと出していけるだろうと、そういうふうに思いますから、この点についてどういう考え方をしているのか、伺いたいと思います。

それから、3 つ目の点ですが、協働のまちづくりというふうに出しています。これは、たまたま緑の羽根の募金、いわゆる緑化推進委員会、これの会議の内容を見ました。その中で、例えば象潟地区の場合は、家庭募金を各町内会長を緑の協力員にして 1 戸当たり 200 円と。そして、3,970 世帯のうちの 95%の集金で 75 万円。金浦地区の場合は学校及び職場募金、仁賀保地区の場合は学校及び職場募金、こういうふうになっているわけです。この緑の募金はこういう内容ですが、そのほかに、福祉協議会の会費や日赤会費、これが町内会を通して負担している負担金がどのくらいあるか、わかりますか。象潟地区の場合、1 戸当たり、これ 2,950 円なんです。これは、ほとんど税外負担のような形で町内会で集めて、町内会費の中に入れて納めていると。社会福祉協議会が 1,000 円、歳末助け合いが 300 円、赤い羽根募金が 600 円、日本赤十字社が 700 円、緑の募金が 200 円、青い羽根が 50 円、結核予防、複十字が 100 円と。この中で結核予防については婦人会のほうで、自分たちで計画をつくりながら、あるいは啓発のチラシを配りながらやっているわけですがけれども、

そういうものについて、行政の下請的なものになっていると。事務局が行政にあってとか、あるいは社会福祉協議会に事務局があってとか、そういうものについて、これからどういうふうにやっていったらいいのか。いつまでも、協働のまちづくりと言いながら、下請的に集金をしてもらっていると、こういうものではだめだろうと思いつつながら、この問題についてはちょっと難しいですけども、今すぐにとすることはなかなか難しいけれども、こういうものについても、きちんとこれからの方向性というか、市民と相談をしていくというそういう姿勢が必要だろうと思いますので、この点について考え方を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

まず最初に、子供たちの安全対策については、先ほど来、各議員の皆さんから御質問があって御答弁しておりますので、詳しくは申し上げませんが、いずれにしても、子供たちの安全を確保していくために、行政もできるだけ、できることはしっかりやっていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく御願ひ申し上げたいと思います。

学校の取り組みなどについては、必要であれば教育長から御答弁をさせていただきます。

それから、学童保育クラブの運営でございます。現在、市で行っている学童保育でございますが、議員がおっしゃるように4カ所を実施しております。子育て支援グループ、あるいは保育園や幼稚園、ここに委託しながらやっているわけでございます。各クラブでは、放課後に限らず、土曜日のほか、春、夏、冬期などの休校日においても、各クラブで生活できるように、遊びやさまざまな行事などを取り入れながら、いろいろと工夫を凝らしながら、運営に当たっていただいているところでございます。

にかほ市も、少子化は進んでおりますが、ただ、学童クラブへの需要は毎年増加しております。例えば15年の登録者数は80人、16年度が105人、17年度が134人、今年度は現在147人となっております。

次に、施設的环境、指導者の確保、財政的な面に対する対策についてでございますが、施設的环境についてであります。幼稚園や保育園の場合は、それぞれ専用の部屋を設けております。また、子育てグループなどの場合は、保健センターや勤労青少年ホームを専用室として開放し、それぞれの子供たちの安全や健康面、それに衛生面などについても十分な配慮のもとで施設運営をしていただいているところでございます。

そして、児童当たりの占用の面積といいますが、1人当たりの面積、これが1つとしては、畳1畳分。それで判断した場合は、現在は適正規模を保っております。現在は適正規模を保っておりますが、先ほど申し上げましたように、年々利用児童数が増加していく場合、入り切れない子供たちが出てくる可能性もございます。今の状況では、これからどんどんふえていけば、今の施設だけではやっていけないような状況になってくるのではないかなというふうに思います。

全国的にも、学童保育の実施場所としては、学校施設内、とりわけ余裕教室の活用、これが年々増加しているようでございます。15年の数値でございますが、全体では学校の余裕教室を使って行

っているのが大体 44.5% ぐらい、全国で活用している状況でございます。先ほども申しあげましたけれども、児童数がどんどんふえていけば、こうした余裕教室を活用しながらの学童保育ということも、これからの検討課題ではないかなというふうに思っております。

次に、指導員につきましても、市全体で 14 人の指導員が子供たちの指導に当たっております。各クラブの児童数に応じた配置となっておりますが、障害者を受け入れた場合は、委託料を加算して指導員をふやせる体制をとっているところでございます。

また、各クラブには、小学校、幼稚園の教員、保育士、各種ボランティアなどの資格を持つ方が指導員として配置されておりますので、適正な運営がなされているものと判断しているところでございます。

クラブの運営費につきましては、人件費、事務費など経費として市が支払う委託料と、おやつ代、教材費、行事における経費などとして保護者が負担することで賄っておりますけれども、保護費の負担は各クラブに違いがありますが、大体放課後利用で 1 日 200 円から 500 円となっております。これは、各クラブによってカリキュラムも設定していますので、市といたしましては妥当な保護者負担ではないかなというふうに判断しております。

今後も学童クラブの需要は、共稼ぎ家庭の一般化と核家族化の増加で仕事と子育ての両立のためにも欠かすことのできないものであると考えておりますので、需要はさらにふえてくるものと予想しております。

先般、政府は、文部科学省の地域子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育について、別々に行っている子供たちの放課後対策を事業の連携と一元化を図り、19 年度から教育委員会の主導により、仮称でございますが、「放課後子どもプラン」を創設し、総合的な放課後対策事業に取り組むことが発表されております。いずれにしましても、社会環境や家族構成のあり方が大きく変わる中で、子供たちの居場所である家庭にかわる受け皿として、学童保育の条件整備をこれからも引き続き図ってまいりたいと思っております。

また、子供を取り巻く社会が大きく変わっていく中で、子供の居場所づくりという御質問でございます。行政といたしましても、こうした居場所づくりに取り組んでいかなければならないというふうには思っております。今後、新市におけるまちづくり計画の主要施策の中にも、子供の遊び場や、大人と子供の多様な交流の場を確保することを目標に掲げておりますので、地域子育て支援センターや、学童クラブ以外の子供の居場所をどう確保していくか、年内に策定いたします総合発展計画、あるいは地域福祉計画、次世代育成支援行動計画の中で方向性を見出していきたいものだと思います。

先ほど児童館、そういうものを 3 地区に指導者を配置して整備することはどうかというお話もございました。3 地区ということになりますと、旧仁賀保、金浦、象潟という形になるのかなと思えますけれども、いろいろその児童館整備についても範囲が広がります。そうした整備のあり方がいいのかどうか。これは、当然、親御さんが休みのときはそこに連れていっているいろいろな活動もできると思えますけれども、例えば集落会館みたいなような、各地域にあるような集落会館みたいなものが活用できないのかということも、私はこれからの検討課題ではないかなというふうに思っており

ます。

それから、市民が利用しやすい施設については、一つ一つ申し上げませんが、利用しやすい形にさらに検討していきたいと思っております。

それから、ボランティア活動における減免規制のお話でございますが、私は、ボランティア団体の活動であれば減免はできていると思っています。ですから、そういう活動については積極的に減免制度を活用させていきたいと思っております。

それから、これはもう大変難しい問題です。社会福祉協議会の一般会費と、それから日本赤十字社の社費の集め方でございます。昨年までは、旧仁賀保町では社協が社協会費と日赤社費を集落会長に、旧金浦町では社協が社協会費を行政区長に、日赤社費を日赤奉仕団に、旧象潟町では日赤社費は行政が担当して行政協力員に、それから社協の会費は社協がそれぞれ行政協力員にお願いしてきたところでございます。今年度は、仁賀保地区と金浦地区は従来どおり、象潟地区は自治会長に、いずれも市社協の業務としてお願いしているところでございます。

社協の一般会費は、市内の各世帯を対象に会員制としており、賛同をいただいた世帯から会費を徴収しているものでございます。また、日赤社費については、赤十字活動に賛同していただける個人、あるいは法人から、社員として加入していただき、納めていただいているものでございます。社協会費、日赤社費を集めるに当たっては、基本的には戸別訪問方式をお願いしておりますが、しかし、地域によっては各種募金などの集金の回数が増えることから、各家々を回る班長、あるいは組長さんの負担を軽減しようと、町内会費に上乗せをして一括集金しているところでございます。そうした場合も、名簿と金額を提示した上で納めていただければ助かるのですが、仮に町内会名で少額に納められた場合は、会員、あるいは社員を特定できなくなります。特に日赤社費については、町内会名ですと社費ではなく寄附金として取り扱われまして、将来社員が表彰制度の対象から外れるというふうな不利益をこうむることもございます。また、期待額を大きく下回りますと、社協における法人運営にも支障を来すことにもなりかねません。

社協会費は、福祉だよりの発行、福祉大会の経費、ふれあい相談事業などのほか、公用車の維持費、事務機器のリース費用など、法人の運営に充てられているものでございます。また、日赤社費は秋田県支部に送られ、被災者救援の救護班派遣や災害見舞金、救援物資の配布などのほか、希望する市町村での各種研修会、講演会等の開催費用に充てられております。身近なところでは、火災や浸水被害世帯に、見舞金のほか毛布や救急日用品が送られております。

いずれにしましても、昨今、都市部からは、なぜ我々が集めなければならないのかというふうな問題も投げかけをされているのは事実でございます。しかしながら、こうしたお金を集めるということであれば大変でございますので、一方的に集めることはできませんけれども、何とか博愛精神を御理解いただきまして御協力をいただきたいものだなというふうに思っております。

確かに、緑の募金についても3町での違いがございました。大きな違いがございました。ただ、私は、これからの協働のまちづくりの中で緑の再生という形からすると、やはり私は象潟方式が一番いいのではないかなと思っています。象潟方式で緑化推進委員会を立ち上げて、それで皆さんからいただいたお金で、いろんな地域、いろんなところを緑化していくと、これも市民の皆さんと協

働いてやっていくと、これは私は必要ではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、経済的に大変厳しい世の中になっております。ただ一方的に何とか協力をお願いしますと、慈善行為に頼る時代ではなくなっているのかもしれませんが、行政としては今の形としてはこういう形で進んでまいりたい、改革できるものは改革していきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 先生方の負担増ということに関する御質問について、私の考え方と申しますか、少し申し述べてみたいと思いますが、今現在、各学校でそれぞれ先生のかかわり方は多少違いはありますけれども、交代で5時にパトロールをしたり、各家庭に連絡をしたりというふうなことで、多少やっぱり通常よりは負担はあるとは思いますが。ただ、自分の学校の子供たちですので、こういう社会情勢の中で、先生方自身がそれぞれ使命感を持って取り組んでいるというふうに思っております。

多少やっぱり学校運営については、例えば、全員そろった会議の日程調整とか、そういう面で多少その不便なところも出てはきておりますけれども、このことについてはいろいろ時間の設定とか、それから、先ほどからお話している保護者や市民の協力の状況とか、そういうところでもう少し大きな負担にならないように調整してはきているわけですが、一層調整は図っていくべきなのかなと思っておりますが、極端な負担にはなっていないという認識です。

また、今、教育委員会にボランティア活動とか、それから経費的な支援について、新たに二、三の団体からも協力要請があれば協力したいというふうなお話も伺っておりますので、その辺のところも関連づけながら、学校運営に極端な負担にならない程度に取り組んでいければなというふうには思っておりますが、基本的に学校の先生方もやっぱり子供のことは心配ですので、見回りもしていくというふうなことは考えていると思っております。

それから、教育委員会関係の施設のその開放状況のことについてお話がありました。象潟体育館のお話がありましたけれども、仁賀保、金浦それぞれ一般的な貸し切りの貸し付けがなければ、子供に限らず大人の方も自由に利用できるような状況にはなっております。特に土・日、土・日のことですが、土・日、それから長期休業中ということも関係ありますけれども、大会等のどうしてもその大会運営ができないような貸し出し、大会が入った場合は別ですが、そういうふうな利用がない限り開放しているというふうな状況にあります。あと、象潟体育館では第3日曜日、それから仁賀保体育館では第2・第4土曜日というものを特別開放日として、こういう貸し切りを一切遠慮していただいているという状況でありますから、この辺のところも活用していただければというふうに思っております。

我々としては、一応、広報活動もしているわけですが、なかなか周知が徹底していないのではという御意見もありましたので、まずその周知の方法については、これから具体的に検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

あと社会教育施設、各公民館なども、どの地区からでもほかの地区の借り入れ申し込みもできる

ようになっております。その辺のところもまだ皆さんに徹底はされていないのかなという、さっきのお話を聞いて思いましたので、そこら辺のところも、もう少し広報活動をしていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内議員。

16番（竹内賢君） 何点が再質問させていただきたいと思います。

学童保育の関係をまず一つ取り上げます。私、端的にそういう学童保育というように、端的な問題を提起をしていますけれども、大きな意味から言うと、子供たちの育つ環境をにかほ市がどうつくっていくのか、そこを見据えながら考えていきたいというふうに思います。先ほど市長は、総合発展計画、あるいは次世代の育成の計画の中で当然取り上げなければならないし、検討を加えなければならないという、そういう話をされました。もちろんであります。そういう意味から言って、これからますます子供たちの居場所というか、そういうものが、それも良好な環境のもとで、そして指導者もきちんとして、そして安全にと、そういう形に考えた場合、いわゆる保育園と幼稚園の場合は施設的にも、あるいは指導者的にもきちんとされているわけです。

見ますと、にかほ市の仁賀保幼稚園の場合は、子供1人当たり、4月のあたりですけれども、3.67平米と。金浦の場合は一応2.78平米、それから象潟の場合は2.55平米、そういうふうになっています。あと星城保育園の場合はもっと大きいわけで、十何平米もなります。そういうことを考えて、実際にあそこへ行って見ますと、金浦と象潟のところを見てみたんですけれども、ただいまって帰ってきて、指導者の方がまず2人ぐらいいて、こう入ってくるわけですけれども、実際に宿題をやったり、あるいは遊び道具あったりということになると、なかなかこれは1人当たり二・何平米という、実際に計算すればなるわけですけれども、大変な状況がやっぱりあります。ですから、もっと広い形の中で、やっぱりクラブが運営できるようなそういう方向というのは当然やっぱり必要だろうと。

その中で余裕教室の話が出ました。これは当然、教育委員会と学校との連携をしながら、すすすく子育て支援課ですか、そういうこともきちんとして話をしながら、これはずっと言ってきた話ですから、やっぱりでかす方法、つくる方法、そういうことで検討をできないのかどうか。いつまでも、「検討します」ということじゃなくて、できるような検討方法を考えていくと。そこがやっぱり視点の持ち方だと思いますから、その点について伺いますし、児童館についても同じです。

児童館は、これは、何というか、あればいいという施設なのか、あるいはなければならぬという施設なのか、その辺を考えていただきたいと思います。各町内の集会所という話もありましたけれども、これではやっぱりきちんとはいえないんですね。私も武道島に住んでいますので、1年に何回か会館の開放日というものをずっと提起をして、そして保護者と一緒に半日遊ばせるとか、そういうふうにはやっていますけれども、きちんとして指導員がいて、そしてやっていく、そういうものが必要だと思うんですよ。

例えば、これは鶴岡の「すすすく元気っこ」というので「ひろっぴあ」という中央児童館、児童遊園地、これ、2つとも児童福祉法の40条に基づいての子供の居場所なんですけど、やっぱりいろん

な活動が提起をされて、子供たちがそこで伸び伸びと活動すると、そういうふうになっているわけですよ。こういうものを、せっかく市になったわけですから、合併をしたわけですから、子供たちにそういう利益というか、ものを還元していくと。そうすることによって、にかほ市の子供が育つ環境がうんとよくなるわけですから、注目をされているんな人方が入ってくるんじゃないかと、こういうものもあるわけですから、ぜひ積極的な施策展開というものをつくっていただきたいと思っています。

それから、公的な施設の関係です。周知をしていますと言うけれども、私もずっと広報等を見ました。ところがやっぱり、開放計画にしても、あるいはそれぞれの地域からいろんな市内の施設を借りる使用方法にしても、ちょっと見つけられなかったんですよ。ですから、周知を具体的にきちんと出すべきだと。あるいは施設の利用の許可申請書にしても、市民センターとか、あるいは公民館とか、そういうものにきちんと配布をしておく。そこに行けばどの施設でも借りることができますよと、申請ができますよと、そういうシステムというか、そういうものをつくりませんか。そして、きちんと周知をしませんか。そういうことによって、市民の皆さんは実感できると思うんですよ。広域的に使用できますよと。ですから、市役所の職員の人方は、自分たちはそう思っていますよとか、そうしているはずですよということが、市民の皆さんの視点に行った場合に、そこに行った場合に、生活の場に行った場合にはそれが周知をされていない。確かに、7ヵ月、8ヵ月しかありませんから、これは難しいと言えればそれまでですけども、今、熱いうちにやっぱりそういうものをつくるべきだと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

それから、使用料の減免、これは市長が言ったことをそのとおり受けとめたいと思いますから、ボランティアセンターでも、あるいは公民館でも、きちんとそういうボランティアの皆さんが借りに行った場合に遠慮するような形のないように、そして皆さんどんどんやっぱりまちづくりに参加をして、そしていろんな活動をやっている皆さんですから、料金減免にしてもきちんとしますよと、そういうものを、条例にはあるわけですが、条例の下のほうの具体的なものについて、市役所職員、あるいは施設の職員の皆さんがきちんとそれを会得できる、そういうものまできちんとしていただきたいと思いますが、その点について伺います。

それから、協働のまちづくりのいろんな負担です。これは全額負担というところとちょっとあれですけども、実際はやっぱり町内会費に上積みされて徴収をされる、集金をされているわけですから、全額負担だと、税金と同じような形に納めているわけですよ。ですから、これは、例えば、できるものは実質的ないわゆるボランティア組織というか、そういう会が、そこをやりますよと、そういう形で将来的にやっぱりつくる必要があるんじゃないですか。事務局も、ですから、全部全部というか、市役所に置くんじゃなくて、事務局も、ボランティアセンターが今せっかくこの市役所のあちにあるわけですから、あそこを活用してとか、そういうふうにしてやるような方向性というのは、やっぱり将来的につくるという、そういう方向にもっていくべきだと。それは当然、市役所の皆さんだけじゃなくて、私たち市民もそれについて自分が関心ある、あるいは興味ある、あるいはこれはやっていこうということに積極的に入っていける、そういうものにしていくということが必要だと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 何項目か再質問ありますので、ちょっと抜ける部分もあるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

学童保育、これについては、先ほど申し上げましたように、19年度から国の考え方、これは変わってまいりますので、この形を見きわめながら、どういう方向性をとったらいいか、これを検討させていただきたいと思います。いずれにしても、学童保育については大変重要なものだというふうに思っておりますので、そうしたいろんな、施設の面積、そういうことも含めて検討をさせていただきたいと思います。

それから、児童館のお話でございます。いろいろ整備の必要性は、私、認めます、整備の必要性は。ただ、これからの中で、財政も相当厳しくなる中で、果たしているんな施設ができるかということになりますと、今の段階では申し上げられません。ただ、必要性は私は必要だと思っています。ただ、3カ所がいいのか、1カ所がいいのか、これは私、今のところわかりません。例えば、仁賀保地区には子ども科学館なんかございますよね。あそこでもいろんなイベントをやっているわけですよ。だから、ああいうことも一つの児童会館的な要素の中での活用もできるのではないかなと思います。そういう考え方で、既存の施設を利用しながら、これも検討を進めてまいりたいと思います。

公共施設の申し込みについて、私、ちょっと認識不足だったかもしれませんが、各窓口センターに行けば私はできるもんだと思っていました。ですから、これは徹底させたいと思います。どこのセンターに行っても、それぞれの地域にある施設申し込みができるような形をつくっていきたいと思っております。

それから、協働のまちづくりとしての募金の集め方です。これ、大変難しくて、例えばボランティアという形のもをつくって、それぞれの社協会費から、あるいは日赤のそういうものが果たしてできるのかと。まあ日赤の場合は奉仕団というような形の組織がありますから、それはできるかもしれませんが、これも各集落ごとにいなければ、これもなかなか難しい問題です。そして、高齢化が進んでいるという中で、なかなかそういうことに取り組んでいただける、いただけないという方もあるのではないかなと思います。若い人には比較的関心がないということも、これも一つあると思います。そういう中で、今、町内会のほうにお願いをしているわけですが、これについても、町内会のほうからも、なぜ集めなければ、我々がやらなければならないのかというふうな強い申し入れもございます。ですから、これも社会福祉協議会などとも連携しながら、今後のあり方も検討はしていかなければならないのかなというふうに思います。

それから、ボランティアセンターについてもいろいろPRしています。PRしていますので、一生懸命あそこのところを使っていたらいいと思います。それから、各公共施設についても、全世帯に、公民館活動の中で「にかほ市生涯学習のすすめ」というのを配布しているはずですが、そこには恐らくそういう形のものが入っていると私は思っているんですけれども、これも認識不足でしたら訂正したいと思います。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) 学童保育について1点だけ、検討課題というか。これは仁賀保の学童保育クラブの便りですけれども、これは、何というか、家庭と子供たちと、それからその施設との連携を密にしたいという思いがきちんと込められたクラブ便りが出されています。これは仁賀保幼稚園が出しているわけですけれども、いろんな年間の計画とか、そういうものについても出されているわけです。ですから、ただ、「預かりますよ。来てください」ということだけじゃなくて、やっぱり連携というか、通い合った、保護者と家庭と施設と、それから学校もそれにきちんと入って連携をとれる、そういう施設づくりというか、そういうものが必要だと思えます。その点については、今のところは — 将来は、19年度から教育委員会主導で放課後対策事業に取り組むということもあるわけですけれども、それをできなくとも、子供たちが行くわけですから、1年生から大体3年生ぐらいまでに行くわけですから、学校、それから教育委員会、それから家庭、それからすすく子育て支援課、こういうところがきちんと連携をとれるような、そういう、そんなにかたくなくとも、緩やかでも、ああ、これは学校に話します、あるいは教育委員会でもそれは知っていますよと、そういうものにしていくべきだと思えますが、その点について、教育長、もし考え方ありましたら伺って終わりたいと思います。

議長(竹内睦夫君) 答弁、教育長。

教育長(三浦博君) 学童保育については、私、旧仁賀保町の状況のことしかちょっと把握しておりません。まあ仁賀保の状況は、私はよく連携をとってやっているのではないかなと思っております。毎年何回か学校を入れた運営会議みたいなものもやっていますし、日々の連絡調整なども行われております。父兄との連携もうまくいっているのではないかな、そういうふうに認識しております。

議長(竹内睦夫君) 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長(笹森和雄君) 健康福祉部の立場でお答えします。

学童保育につきましては、仁賀保の場合はお便りが出ていまして、父兄と、それからセンターと、クラブのほうと、かなり綿密な連絡がなされているようでございます。ほかのクラブにつきましても、今後すすく子育て支援課が中心になりまして、学校、あるいは教育委員会と共通の認識を持ちまして対応してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長(竹内睦夫君) 16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) 私も自分の言葉だけじゃなくて、子供たちを育てる、にかほ市が全国で子供たちが育つ環境が、自立した子供たちを育てる環境がほかから注目されるような、そういうまちづくりの中でまちづくりを進めると、そういう標榜をきちんとしながら、私たちも一市民という立場でそれに参画をしていくと、あるいはボランティアとして、あるいは一人一人の子供たちを見守っていくと、そういう決意をぜひひとつ固めるような、そういう新しい総合計画、あるいは子育て計画、そういうものがつくられるということを期待をしたいと思えます。終わります。

議長(竹内睦夫君) これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

次に、10番加藤照美議員の一般質問を許します。10番加藤照美議員。

【10番(加藤照美君)登壇】

10番（加藤照美君） それでは、私から「海浜留学の実施について」と「職員アイデアで経費削減を」の2点について質問いたします。

まず最初に、海浜留学の実施についてであります。この海浜留学制度とは、山村留学の海岸版でありまして、近年、私たちの生活は便利で豊かになり、あらゆるものが身の回りに満ちあふれているのが現状であります。しかしながら、こうした豊かさや便利さとは裏腹に、子供たちを取り巻く環境は多くの問題があります。過密化した都市にあっては、家の中でのひとり遊びがふえ、外で元気に遊ぶ子供たちの姿が見当たらないと言われております。安全で、しかも緑豊かな自然に囲まれた遊び場の不足がそうさせているようであります。また、家事などの勤労体験学習の減少、さらには過熱した受験教育の弊害も指摘されております。

自然に恵まれ、豊かな人間関係が保たれている地域、山村、あるいは海浜地域との交流による体験学習の効果に対する期待が高まっております。そうしたことから、本市には鳥海山を核として、森もあり、川もあり、その自然は山村に劣らない雄大な海があります。魚釣りもできますし、海水浴もできます。こうした立地条件を生かして海浜留学を推進すべきであると考えます。

留学した児童と地元の児童がともに刺激を受け合い、豊かな人間関係で結ばれるならば、成人したときに社会に醸し出す雰囲気は多大なものがあると思います。それから、留学した児童がパイプ役となって、本市の観光事業の発展にも結びつくと思われませんが、市長、教育長の所信をお伺いいたします。

次に、職員のアイデアを活用することによって行政経費を削減する問題について質問いたします。

本市も合併して8ヵ月が過ぎました。職員の方々も大分職場にもなれ、落ち着いてきたのではないかと思います。合併後の財政も非常に苦しく、市長以下、責任のある立場に置かれている方々には、日夜苦心されているのではないかと感じております。

しかし、その立場にいる人だけが工夫をしても解決されるものではないと思います。そこで、全職員からアイデアを募集して、少しでも改善につなげることについていかがお考えか。あるいは各課に職員用として改善提案用紙等を置くなどして、職場内のいろんなことに対して、職員の考え方、意見を聞くことも大変大事なことであると考えますが、市長の所信をお伺いします。

以上2点についてよろしくお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えいたします。

にかほ市のすぐれた自然環境を生かした海浜留学の推進についての御質問でございます。全国的にも取り組んでいるところはあると思いますが、素晴らしいことだと思います、これができればですね、素晴らしいことだと思います。留学の形態には、期間的に短期と長期というものがあるのではないかなというふうに私なりに思っております。そして、世話をする指導者がいて、複数の留學生と一緒に生活する形態、あるいは一般家庭に入って生活するというふうな形態があるのではないかなというふうに考えております。

御質問のように、こうした取り組みは、にかほ市としての知名度も高め、観光の振興などにも将

来効果を与えてくれるものと考えておりますが、現段階でどの程度こうした海浜留学の需要があるのかというものは、なかなかつかみ切れていないのが現状でございます。この後、そうした取り組みについては教育長からお話をさせていただきますが、需要を把握することは現段階ではできません。

そして、仮にこうしたことをこの地域でやらせてみたいというふうな保護者がいたとしても、複数の留学生が共同して生活する場所と人材を確保して運営していくことは、まずは民間では無理だろうと思います。民間では、じゃ、この厳しい財政状況の中であって、行政でやれるかとなると、今の段階ではなかなか難しい点もあります。そして、一般家庭での受け入れについても、今、きょう、何人かの議員の皆さんからも御質問ありましたけれども、藤里町のようなこうした事件が発生すると、なかなか一般家庭でも他人の子供を責任を持って預かるという形にはなかなかならないのではないかなというふうに思います。

こういうことを考えますと、現段階ではこの海浜留学については、行政として積極的に取り組むという考えは持っておりません。ただ、これまで旧象潟町でも東京浅草の子供たち、あるいは親子で象潟を、1泊2日ぐらいの日程ですけれども訪問して、地元の子供たちと交流をしながらやっている事業もございます。これ、継続してやっています。こういうことも旧2町でもいろいろな地域と交流がありますので、こうした交流のあるところの子供たちと地元の子供たちと交流をさせていくという事業は、私はこれからもその輪を広げてやっていきたいものだなというふうに思っております。

次に、職員のアイデアを活用することの御質問でございます。大変重要な御意見だと認識しております。市政報告でも申し上げましたが、平成17年度から21年までを期間とする行政改革大綱と集中改革プランを作成して公表しました。これからこの大綱に基づいて行財政改革を進めてまいります。今後、地方交付税などの改革によって、やはり地方財政を取り巻く環境というのは、さらに私は厳しくなると予想しているわけでございます。こうした中で住民サービスを維持し向上していくためには、事務事業の選択なども必要になってまいります。若い職員の柔軟な発想が大変重要であると考えております。

これまでも職員に対しましては、日ごろから一人一人が常に個々の仕事、自分の仕事に対して常に問題意識を持ってくださいよ、問題意識を持って改革のできることを、要するに住民サービスの向上につながっていくことができるような改革はどんどんやってくださいよというふうなことを話をしてやっております。やっておりますが、これも引き続き指示をしていきたいと思っております。

そこで、今回の提案でございますが、若い人たちに勉強する集団を組織して — 提案に対してですけれども、若い職員たちに勉強する集団を組織して、さまざまな活動を通して、私に対して提言をしていただく、そういうシステムづくりを、この前、議会の始まる前ですけれども、各部長方に指示をしているところです。これは各部局ごとに組織をつくって、自由に職員が集まってこれからのまちづくりについて討議して、改革できるものは改革、あるいは住民サービスを向上するものについては向上、そういう形の議論をいろいろやってほしいというふうな形で管理職に指示をしているところでございます。こうした提言を踏まえながら、これからのより効率的で効果的な行

財政運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうからも海浜留学の件について答えさせていただきたいと思います。

基本的には、市長と同じ考え方でありますけれども、自治体と連携して、山村留学、あるいは漁村留学、質問にあった海浜留学などを実施している財団法人育てる会というところの調査によりますと、平成16年度には全国35都道府県117の市町村で実施されているようであります。小・中学生を受け入れた学校は158校で、参加した子供は866人となっております。しかし、募集したにもかかわらず、参加がなかった学校も37校あるようです。また、1年前の調査なんですが、東北地方の実施状況というのは、東北全体で9校が募集しているようでありまして、18人の参加者があったようであります。これ1校当たりの参加者の平均をとってみますと2人というふうな状況のようであります。

全国の各実施団体では、少子化などの影響がやっぱりあるようでありまして、参加者集めが今の最も大きな課題となっているというのが現状のようであります。市長からもありましたけれども、この留学制度そのものは、私も大変よいことだとは思いますが、ただ、現状の全国的な状況を見ますと、需要数よりも供給数が大きく上回っているということや、より一層少子化の進展が大きいという環境から、新たに自治体で実施していくにはかなり厳しい環境にあるのではないかというふうな認識をしておりますので、今のところ、この制度を実施する考えは持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、最初に、海浜留学について再質問させていただきます。

にかほ市の児童生徒の減少ですけれども、これは先ほどから話題となっております。こういった減少を食い止める方法として海浜留学という提案をさせていただきました。これから新市のまちづくりということで、その基本方針の中にも「人と文化を育むまちづくり」とうたっております。金浦地域に文化施設建設ということで、これからその委員会がつくられて進められていくとは思いますが、その内容ですが、「多様な学習機会の提供など総合的機能を備えた文化施設」となっております。そういった建設をする上でも、これからのにかほ市の発展につながるような、そういったことを踏まえながらの建設も私は必要ではないかなと思うんです。ただ、ほかの地域で応募者が少ないからといって、じゃ、このにかほ市がやった場合少ないかといえば、そうでもないと思うんですよ。やはり象潟海水浴場だって「快水浴場百選」にも選ばれておりますし、そしてまた、にかほ市のいろいろないいところがありますので、そういったところを生かして、私は積極的に取り組むべきだなと思うんですけれども、そこら辺のところをお聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

今の再質問では、この地域は募集すれば相当の人数があるのではないかなというお話でございます。まあこれはやってみなければわかりませんが、ただ、そうした子供たちを生活させる場所、場所をどう確保して、指導者を配置してという形になりますと、「はい、わかりました」とい

う形には、今、私は答えることができません。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、今、子供を取り巻く環境というのは大変厳しいものがございます。なかなか他町村の子供さんたちを預かって生活させるという状況には、なかなか今の段階で私もなれません、はっきり言って。ですから、これからどういう形になるかわかりませんが、この必要性、こうしたことをやればいい、やりたいなという気持ちは私もあります。ありますけれども、はっきり言って今の段階ではこれを前向きに進めるという考えは持ち合わせておりませんので、この点は何とかひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 次に、「職員アイデアで経費削減を」について再質問させていただきます。参考資料を配付したいので、議長から認めてもらいたいのですが。

議長（竹内睦夫君） はい。じゃ、職員に配付させます。

【事務局職員、資料配付】

10 番（加藤照美君） これは宇都宮市の職員提案の一覧ですけれども、これを見ますと、自由提案と事務改善提案、そして課題提案に分かれております。内容を見ますと、「物品の改修・再利用について」とか、あるいは「納税意識の高揚につながる税広報のあり方」とか、「庁内電話を IP 電話に変更する」とか、いろいろと提案されております。今、配付した資料のほかにですけれども、ほかのある市では、「窓口用封筒に広告を導入する」ということで取り組んでおります。市民が窓口で証明書を持ち帰るために無料提供している封筒を、広告つきのものに切りかえたということでございます。この広告つき封筒は、市民サービスに充てることのできる財源が少なくなっていることから、地方自治体が持っている資産や機会を活用して、足りなければ自分たちで稼ごうという考え方から経費削減はできないものかという職員提案がきっかけとなり、行財政改革の一環として導入が決定されたそうであります。そういったことも、にかほ市の市役所の中で、こういったことも採用してはどうかということでございますけれども、これについて御感想をお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたけれども、部局内で若い人たちが集まって、当然こういう形のをいろいろ議論していただくと。その中で、改革なり改善の方向を見つけていくという形も今計画しているわけですが、例えば、今お話がありました IP 電話はもうにかほ市はやっているわけですね、IP 電話は。それから、幾らかでも財源にしようということで、これも今検討させているのは、広報に広告を載せることができないかなと。それで、封筒についても話も進めていました。ただ、合併したことによって封筒をある程度印刷してしまったものですから、この次印刷するときはこういう広告も載せたらどうかという話は庁内の中で進められております。いずれにしても、経費節減、あるいは住民サービスの向上、そういうことを含めて、これから、若い職員の皆さんからいろいろ提言をして活動していただきたいなというふうに思っているところでございますので、こういうことをいろいろ検討させていただきたいと思います。

【10 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで10番加藤照美議員の一般質問を終わります。

次に、18番斎藤修市議員の一般質問を許します。18番斎藤修市議員。

【18番（斎藤修市君）登壇】

18番（斎藤修市君） 防災に関しては、先ほど来、何人かの方の御質問がありましたので、重複することについては省略していただいて結構だと思います。

さきの施政基本方針説明にもありましたように、防災計画については平成19年度に策定すると、このように市長の基本方針がございました。しかし、災害というのは忘れたころにやってくると、このように言われております。全く予測できないのが自然災害でありまして、多くの犠牲者を出した日本海中部地震ですが、発生してから23年になるそうです。この日を秋田県では防災の日と決めて、いろいろな避難訓練を実施しているところがたくさんありますけれども、もしかしたら、多くの人たちが、男鹿の海岸で、あの津波で小学生の命が多く失われたということを忘れかけているかもしれない。

幸いにしてこのにかほ地区 — 由利本荘を含めましたにかほ地区というのは大きな被害がありませんでした。そのために、余り痛みを感じていないと、まあ忘れかけているというようなことがあるのかもしれませんが、しかし、最近よく言われていますように、飛島を含むこの由利海岸地区は地震の空白地帯というふうに言われております。いつ大きな地震が起こり、大きな津波がやってくるか、わかりません。確かに、それに完全に対応することは非常に難しいことかもしれませんが、やはり何らかの備えというものが必要ではないかと。3月の定例会でも質疑があったようでございますが、鳥海山の火山防災に対するマップ、先日いただきました。非常に立派なものが出ています。なというふうに思いました。これも非常に大切なことでもありますけれども、先ほど申しましたように、由利海岸線に対する防災、これに対して、まあいろいろこの前の広報にも施策が書かれてありましたけれども、どのように考えておられるかということをも一つお聞かせいただきたい。

それから、また、市民会議を開催して、市民の意見を反映させた計画をつくりたいんだというふうにございました。これは具体的には、いつまで、どのようなことを決めてやるのかということをお伺いしたい。

それから、平成19年度の策定ということが進められているようでございますが、少し計画が遅いのではないかと。これは人命にかかわる問題であるということをもひとつ念頭に置いて、もっとスピードを上げてやるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、18年度、今年度は準備期間というような形で進められているようでございますが、防災計画に関する予算は、私が見た限りでは計上されておられません。それは必要ないのかということをお伺いしたい。

それから、続いて、漁港整備についてお伺いしたいと思います。

にかほ市は、御存じのように、商工業、農林業、これに続いて漁業も盛んな市でございます。南部漁協総括で、これは16年のデータですので多少変わっているかもしれませんが、正組合員が384名、準組合員と言われる方が54名、合計で438名の方が漁業に従事されていると。17年度の水揚げ高は、この前の市長の発表にもありましたように、2,658トン、金額にして11億6,900万円。そ

れでも 16 年度に対しては少ない、前年度に対しては減産減額ということのようでございます。ただ、ハタハタを初めとしまして、16 種類の魚介類を水揚げしているわけでございます。そこで、南部漁協と言われていますが、特にこの仁賀保、金浦、象潟、この 3 つの漁港、これを南部漁協と言っているようですが、今、金浦を基点とした整備が重点的に進められていると思います。確かに、象潟、それから金浦というのは非常によく整備されているなど思っておりますが、しかし、平沢漁港にはそんなに大きな船はないんですが、小さな、我々がチャッカー船と呼んでいます。チャッカー船と言われる比較的小さな漁師さんの船がいっぱいあります。それから、また、プレジャーボートも県知事の許可を得て、これは象潟、金浦、仁賀保、同じなんですが、漁港を使わせていただいていると、で、大体漁港の使用料として平均 1 万円ぐらい、年間 1 万円ぐらいのお金を払って、漁港を使わせていただいていると。

しかし、その平沢の港は、砂や石で埋まってしまって、非常に、漁師さんもそうなんですが、プレジャーボートも係留する場所がないというのが実態でございます。何人かの方は実際に現場をごらんになった方、おられると思いますが、特に鈴分港の船だまりをつくっているわけですが、1 そうも中に入ることができない、このような状態になっていると。せっかくお金をかけてつくった港というんですか、そういう施設が使えないということは、非常にロスになることだろうと。その辺を少し見ていただいて、多少の手を加えて、そして、再興というか、再度使えるようにすれば、プレジャーボートと漁師さんのいさかいか、そういう細かいことになりましたけれども、そういうものも回避されて、これから観光の地として、山、川、いろいろあると思うんですが、やはり海も大きな資源、観光の地と思います。ひとつそこら辺をお考えいただいて、漁港の整備というものに対してどのようにお考えになっているか、伺いたい。

18 年度の一般会計では、予算が、水産業費で 2 億 3,717 万 8,000 円ですか、これだけ計上されていますけれども、実際に、漁港を整備するお金というのは、その中の 270 万しか予算が計上されておりませんので、これではほとんど整備するということは無理かもしれませんので、この辺を今後の計画としてどのようにお考えか、ひとつお聞かせいただきたい。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えいたします。

海岸線に関する防災についての考え方でございます。御承知のように、にかほ市は 31.5 キロの風光明媚な海岸線を有しております。先ほどもお話ありましたように、昭和 58 年の 5 月 26 日の日本海中部で発生したマグニチュード 7.7 の地震では、日本海沿岸にかつてないほどの津波被害をもたらしました。幸い本市への影響は少なく済んでおりますが、災害から月日がたつにつれて、市民の間にも災害への備えがおろそかになっていくといえますか、災害意識の風化、こういうものが見られるのは否めない事実だと思います。行政といたしましても、そうならないように、あらゆる機会を通して市民の皆さんに啓発を繰り返すなど、災害に対する意識の高揚を図っているところでございます。

また、日本海には、地震の空白域があると言われてからかなり時間が経過しておりますが、本市

では、地震による津波の発生が大変私は脅威だと思っております。その対策には、海岸施設の整備、これも必要だと思っております。ただ、この海岸施設の整備については、県事業になります。県事業になってまいりますので、県もなかなか財政的に厳しい状況にあります。今年度に入る前、県のほうの担当が説明に来ましたけれども、今計画されている県の海岸事業についても相当削減されるといふふうなお話でございました。具体的な数字も、削減の数字なんかも示しておりましたけれども、大変厳しい内容でございました。このままではとても私たちは受け入れられないという話はしてまいりましたけれども、何とか海岸施設の整備については、これからも一生懸命頑張ってまいりたいなと思っております。

ただ、海岸については、国で所管する海岸と、県が — ごめんなさい、元に戻りますけれども、海岸は、農林省の所管、国では、あるいは国交省の所管、分かれています。要するに、我々、一般的に海岸保全と建設海岸という形の中で分けておりますけれども、そういう形で国の省庁が分かれています。それから、河川、要するに波が遡上する河川、これについては国土交通省なわけでございます。それで、ある箇所については、長年にわたって何とか海からの波の遡上を抑えてほしいというふうな要望をしておりましたけれども、これも、波は農林水産省だと、あるいは河川が波によってあふれるのであれば河川だろう、国土交通省だろうという国の省庁との兼ね合いがあつてなかなか話が進まなかったわけですが、これについても、この前、次期の計画の中で、農林水産省のほうで対応していくという話でありましたので、もう少し時間かかりますが、そうした波の遡上についてもこれから対策を講じてまいりたいと思います。

今年度からの具体的な取り組みとしては、象潟地区では、例えば津波が3メートルの高さの津波が来ればどこまで浸水するかというふうな図面をつくって、去年配布してあります、各世帯に。これを、例えば3メートル、あるいは5メートルであれば地形的にどこが残るのか、こういう形のもののマップをつくったんですけれども、これを金浦、仁賀保地域の版としてつくって配布したいと思っております。そこで、どこに避難すれば安全なのか、これもやっぱり市民の皆さんから理解していただく。そして、自主防災組織を中心としながら、避難場所、そうしたことを決定しながら、日常活動の中で積極的に避難を徹底していただきたいと、そういうことを今考えているところでございます。

それから、海岸付近にある鉄筋コンクリート造の2階建て以上の建物、どういうものがあるか、これも今調査をさせております。その中で、何とか、そういう鉄筋コンクリートの2階建て以上の場合は、万が一の場合、避難場所として活用させていただけないかということの理解をいただければ協定なども結びたいと思います。それから、高台にある宅地、これについても調査をしながら、理解をいただければ、そういう協定を結びながら、津波に対する万が一の避難場所にしていきたいと思います。当然ながら、避難路や誘導看板、こうした整備も進めてまいりたいと思います。

やはり被害を最小限に抑えるためには、自主防災組織、この果たす役割というのは大変私は大きいと思っております。先ほども申し上げましたが、防災組織、行政、あるいは消防も関係ございますが、いろいろ関係団体と協力・連携をしながら、やはり避難場所の徹底、あるいは経路の明確化、こういうものを徹底していききたいと思っておりますし、あるいは高齢者や障害者の把握、こうした方々を

どういう形で避難場所まで避難していただくか、これもやはり自主防災組織とも連携をしながらやっていたかなければならない対策だと思っております。これからこうしたことについても話し合いを進めていきたいと思っております。

さらに、災害対策基本法に基づいた避難勧告。これも大変難しいんです、どの時点で避難勧告を出したらいいのか。場合によっては何もないうちで避難勧告を出して、何をやってるんだと逆にしかられる場合もございますけれども、私はしかられても、市民の安全を確保するためには前向きな早目早目の避難勧告、そういう体制づくりをしていきたいと思っております。

いずれにしましても、自然の力には太刀打ちできませんけれども、やっぱり職員の果たす役割というのは大変大きいと思います。被害の状況把握、それから被害に遭った場合にもどういう対応をしていくか。これは職員がやっぱり一番大きな力を発揮していかなければならないと思います。そこで、先ほども申し上げましたが、火急、災害に対する危機管理マニュアル、あるいは地震などの初動体制マニュアル、こういうものをつくって — これは旧3町の防災計画をもとにしながらつくったものです — つくって、各職員の1人1人の役割分担を明確にして、これを常に職員の皆さんも、何かあったときには自分たちがすぐ行動できるような態勢に努めてくださいということで、これを配付しているところでございます。こういうこともこれから、さらに意識を高めるためにも、勉強会、こういうものもやっていきたいと思っております。

次に、防災計画でございますけれども、やはり防災計画の策定に当たりましては、行政主導の策定ではなくて、にかほ市では当然防災会議というものをつくります、防災会議。それとは別に、市民会議を立ち上げていきたいと思っております。そして、計画の中に、市民の皆さんがふだん、どういう形で災害に対することを考えているのか、あるいはこういうことをやってほしいというふうな要望もいろいろあるかと思っております。そうしたことを防災計画の中に反映していきたいと思っております。スケジュール等については後で担当部長がお答えしますが、大体こちらのほうで案もありますけれども、いろいろ意見を聞く機会を3回ぐらい、20人ぐらいの会議にしていきたいと思っております。

そこで、19年度の策定は遅過ぎないかということでございます。策定手順については、職員もいろいろ工夫しながらやっています。そして、計画の重要性も十分理解しております。ただ、何分にも、3町の防災計画を一つにしながら、あるいは国、県の災害に対するいろいろなことが変わっています。変わっていますので、そういうところも見きわめをしなければなりません。そこで、18年度の予算には、9款1項5目13節に委託料として120万計上しております。これは、本来であれば、4次修正をしなければならない時期に来ています。第3次修正が平成13年の3月に行われましたけれども、この4次修正という形で地域防災計画を策定していきますけれども、ある部分においてはコンサルタントに委託したいと思っております。

と申しますのは、具体的に関連法令等の制定及び改廃に伴う修正、上位計画である県地域防災計画の最新版との調整を確保するための修正、消防省、県からの通達、あるいは通知による修正、こうしたことを職員がやる作業と並行に委託作業も進めて、できるだけ策定期間を短くしていきたいと思っております。それまでは3町の防災計画もございまして、これに基づいて、できるまでは、そ

の防災計画を参考にしながら、体制を構築してまいりたい、活動をしてまいりたいと、そのように考えております。

それから、漁港整備でございます。象潟、金浦、平沢、この各漁港は2種漁港でございます、第2種漁港。と申しますのは、これは県の管理の漁港でございます。1種漁港が各市町村が担当していることとなります。ですから、2種漁港については、施設整備に当たっては、費用の一部を我々市町村が負担することとなります。そこで、平沢漁港については、漂砂で泊地などが堆積し、船の航路や停泊にも支障を来したということで、漁業者の皆さんからの要望もございまして、平成17年度の県事業で約1,248万かけてしゅんせつをいたしました。これからどういう形で変わっていくかわかりませんが、確かに砂の入りやすい漁港ではないかなと思います。そこで、18年度から、今計画されております東防波堤の延伸を考えています。事業をやるつもりです。この事業によって、何とか漁港に入る砂がとまってくれればいいなど、これやってみなければわかりませんが、海の仕事というのは、ですけれども、まず県といろいろ相談しながら、この東防波堤の延長をすることにしております。

それから、鈴分港についても、これも県管理の漁港でございます。砂の堆積は今聞きました。1隻も船が入れないという状況だそうでございますが、速急に県のほうに相談をしながら、しゅんせつ事業なり、そうしたことを進めてまいりたいと思っております。

それから、18年度の予算に漁港費として270万ありますが、これは市が管理する漁港、これの修繕やしゅんせつするための機械の借り上げとして、現段階では270万ほど予算化させていただいたところでございます。今度とも施設の状況を把握しながら、漁業者の皆さんのお話を聞いて、安全に利用できるように対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） 地域防災計画のほうの2ヵ年の事業でありますけれども、本年度は3町が現在策定しております地域防災計画を事務事業の一元化といたしまして、1次原案として取り入れていきたいなど。そして、集落の町内会の会長さんの意見も踏まえて、2次原案の作成は19年度中にやりたいなどというふうに今のところ考えております。19年度については、市民の協同参画のもとで、2ヵ年間のこの防災計画の事業でございますけれども、今年度から始めまして、行政サイドの主導の計画にならないように、先ほど市長からお話がありましたけれども、市民会議を立ち上げてやっていきたいなどというふうに考えております。

そして、第3次原案が今、国、県のほうで新たな事項の取り入れをこれから示す予定になっております。そうしたものがかなりふえてくることも考えられますので、次年度については、そのような形の第3次原案を策定し、その後に県との整合性を図っていくために、第3次原案を県とのほうで事前協議を、次年度の多分9月ころになるかと思っておりますけれども、その段階で事前協議を進めて、そして、防災会議の設立の段階で皆さんのもとにお示しをしていきたいなどというふうに考えているところでございます。3回ほどのこの防災会議を、市民を交えた会議をこれから計画的に進めてまいって、年度末ころまでは何とか議会の全員協議会にお示しをしてまいりたいというふうに考

えております。

議長（竹内睦夫君） 18 番 齋藤修市議員。

18 番（齋藤修市君） ただいまの市長、総務部長の御答弁で大方のことは理解いたしましたが、19 年度に計画をつくるんだというお話でございます。3 町ありますので、旧仁賀保、金浦、象潟、それを統一してやるというのは相当時間がかかるし、いろいろな情報もかかるだろうと、そのように私も理解しますけれども、完璧なものをつくるまではということではなくて、今ある 1 つの、各旧市町村の旧のものがあると思うんですが、重要なものを抜粋したものをまず早く全戸に配ったらどうか。確かに完全なものできれば一番いいわけですが、それにはいろいろな時間も予算もかかると思いますので、完璧でなくてもいいと、まずはこれだけはこのように緊急の場合にやったほうがいいよというような、簡単なマニュアル的なものをつくって配布するという考えはいかがなものでしょうか。

それから、2 つ目、先ほど市長の答弁にもございましたように、私が一番心配しているのは、健常者の場合は、走って逃げるとか、どこかに上れとか、いろいろなことが簡単にできる — まあ簡単ではないかもしれませんが、比較的避難しやすい。ただ、高齢者、それから幼児、それから障害を持つ人、こういう人たちがどのようにして避難するのかと。これが一番重要な問題ではなからうかなと思っております。ひとつ、組織的な動きをするんだということでございますので、そういう健常者以外の人たちが、どのように、だれがどのようにして避難させるかと、こういうマニュアル等をぜひつくっていただきたいものだと考えております。

それから、もう一つ、自分たちのことは自分の地域でできるだけやりなさいという、この前の広報にもそういうふうに掲げてありました。自分たちの地域は自分たちで守ると。確かにそれが一番わかりやすいことだと思いますけれども、やはりこれは一般市民だけでできる問題ではありませんので、行政の力というものは非常に大きなものがあると思います。事が起こってからどうのこうのではなくて、やはり防災という意味をよく考えて、事前に手を打つということが非常に大切ではなからうかなと。まあお金もかかるし、時間もかかるという理屈はわかりますけれども、もし実際に津波が来た場合に、あのときこうしておけば、このときこうだったらというような話に大体なるんですよ。それはまあ全面的に解消するということはなかなか難しいことだとは思いますが、ひとつ全員が一丸となってそういうものに取り組まなければいけないということをひとつお願いしたいなと。

それから、これ、台風 15 号のときに、非常に港の船が沈没して、被害を受けたわけですね、金浦、それから象潟地区。そのときの大波で、小砂川地区に陸の孤島と言われるようなところがあると。4 軒そこにうちがあるそうなんです、ふだんそこに通る道路がない、車で通る道路がないと。で、海水浴場の浜辺を使っていると。当然波が高くなって、嵐に近いようになると、そこは車が通れない。そういうことで、何年か前に象潟の市議会にも上程してもらって、いろいろと働きかけてもらったが、県の金がないので、これじゃできないというようなことがあったというふうなことで、ぜひそういうふうなことを議会に上程していただけないかなという話がありました。これは今の新市になる前の話ですから、これはその時点では我々はわかりませんよというのであればそれは仕方

のないことですが、事実そういうふうなことがあったのかどうかということをお聞きしておきたいなと。それで、どういう場所なのか、どういう環境になっているのかというのは、私もまだよく見たことないのでわかりませんが、やはり大きな波が来れば、防波壁が壊れて、家まで波が入ってきたというようなことがあったらしいので、ひとつ当局としてよく調べておいていただきたいなというふうに思います。

それから、港の整備の件に関して、先ほど市長のほうから第2種漁港ということで、これも調べてよくわかっています。第3種というのは秋田県には1港しかありませんですね。椿漁港、これは船川港のことですが、あとは1種、2種、3種、4種と、4種まであるそうですが、まあ2種になると、ほとんど県の予算というふうなことが大きくなる。ぜひ県に陳情していただいて、漁師さんの便宜を図ってやっていただきたい。去年、あそこ、平沢の漁港の船だまりをしゅんせつして、今、深くなっております。そこは非常によくなっていますが、そこに至るまでの港の入り口からその船だまりまで入る場所がもう結構埋まって、非常に漁師さんも難儀している。それから、プレジャーボートを置く場所が、許可されているのが11そう、係留できる許可をもらって、お金を払っています。今現在係留できるのが3そうか4そうです。これ、平沢の赤灯台のところを見ていただければわかりますけれども、砂がいっぱい入って、船なんかとめられないと。こういうふうな状況になっておりますので、ひとつよく御確認していただいて、できるのであれば、少しずつでもよろしいですからしゅんせつをして、船が安心して通れる、プレジャーボートも置けるというようなことをぜひやっていただきなというふうに思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 防災計画の策定については、まず19年度という形で今計画を立てておりますが、できるだけ早くこれは策定したいと思っています。

ただ、防災計画と関係なく、今やれること、例えば先ほどお話ありましたように、身体障害者をどう避難させるのか、あるいは高齢者をどう避難させるのか、こういうことは行政だけではできません、はっきり言って。例えばそういう災害が夜に来たときに、だれがそういう方々を避難させるかということになりますと、やはり地域の人たちが力を合わせて避難誘導していく以外には私はないと思うんです。ですから、このあたりも含めて、どういう誘導の仕方があるのか、あるいは、例えば避難場所についても、毎年防災訓練やっていますけれども、去年はたしか仁賀保が会場で、私も出席させてもらいました。あそこは金浦ですか、あそこの看板にこうかけて、みんな名前を書いて、だれが障害者でというか、名前書いて、だれが避難したというような形の、みんな自主防災組織でチェックしているんですね、だれが避難したかというの。やっぱりこれもその自主防災組織の意識の高さかなというふうに、この前見てまいりましたけれども、そういう形で、自主防災組織と協力しながら、こうした避難誘導、こうしたものは関係なく私は進めてまいりたいと思っています、できるものからやっていきたいと思っています。

それから、台風15号のお話もございました。小砂川のあの地域は、ちょっと道路整備はできないと思います。やはり旧国道の下をガードがくぐっていて、そこからの出入りなんですけれどもね。まあ沖には離岸堤も、テトラポットの離岸堤もあって、多少は低くなっていますけれども、15号以

降、あそこにブロックを並べました、また新たに。そういう形で対応しておりますけれども、あの住宅に取りつけるための道路整備をやるよりは、住宅を寄せ — したほうが、まだまだ経費は安くつくと思います。そういうことで、まあそんなこと言えばしかられるかもしれませんが、道路整備はちょっと無理だと思います。

それから、漁港の整備でございますが、去年もいろいろ難儀しながら、旧仁賀保町時代に難儀しながら、県事業として仁賀保町で負担しながらしゅんせつしました。けれども、しゅんせつというのは一雨来るとまた砂たまるんですね、はっきり言って。そういうものですから、イタチごっこみたいなもので、やればまた荒れればすぐ砂がたまるという形のもので、何とかこれはしゅんせつはしていかなければなりませんけれども、今計画している堤防の延長、こういうことも今、平沢漁港で県のほうで計画挙げているものを着実に実現できるように — 少し時間はかかると思います。予算が、海の工事というのは大変お金かかる工事なものですから、これについてもしゅんせつ、あるいは施設の整備について県のほうにお願いをしてみたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） いろいろと御答弁ありがとうございました。人の命にかかわることでございますので、できるだけ早く、まあ我々も一緒になって防災に対しては真剣にやりたいと思います。御答弁ありがとうございました。終わります。

議長（竹内睦夫君） これで18番斎藤修市議員の一般質問を終わります。

所用のため3時10分まで休憩します。

午後2時51分 休 憩

午後3時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。19番佐々木平嗣議員。

【19番（佐々木平嗣君）登壇】

19番（佐々木平嗣君） 19番佐々木平嗣です。よろしく申し上げます。本日6人目ですが、大変お疲れのようですが、よろしくお願いいいたします。

最初に、通告書の下から6行目ですが、海水浴場が「海」になっていますが、快適の「快」、心にも体にもよく、かなって非常にぐあいの様子の「快水浴場」に訂正をお願いいたします。

通告2点目について質問いたします。

今、地球の裏側で起きたことが1時間ぐらいでテレビのニュースに流れる世の中です。しかし、地元で起きたことが意外とわからない、現在です。防災無線で放送しているようですが、うまく聞こえない。特に、象潟地区、駅を中心に元町地区では何を言っているのかまるで聞こえないというのが住民の声です。現在の住宅の構造にも原因があると思われそうですが、高齢者がかなり元町には住んでおります。その高齢者が冬の間は完全に窓をしめます。まして、テレビはがらがんつける。と

というのは、若干耳が聞こえなくなっているの、テレビの音を大きくしながら、家の中におるということで、防災無線はほとんど聞こえたことがないと言われております。それでは、実際に本当に災害が発生したときにどうなのか。

先ほどの市長の説明の中に、自主防災、要するに地元に住む方々を避難させるという行動をしなければいけないとなっております。でも、その若い方々は、その被害があったときに、実際そこに住んでいけばいいんですが、恐らく仕事をしていて、いない時間帯もあると思われま。特に、ここ世界では、2005年3月にはスマトラ島、そして2006年5月、先月ですが、インドネシアのジャワ島中部地震、どちらもたくさんの犠牲者が出ております。2004年8月には台風の被害が本市でもありました。そしてまた、6月2日の魁新聞の夕刊には、鳥海山噴火に備えて防災マップ作成の記事があり、6月6日に火山防災マップをいただきました。鳥海山が噴火したら、当然防災無線が一番先に私は動くと思われま。しかし、今の状態では、幾ら防災無線を鳴らしても、近くの鳥海山が爆発していても聞こえないのが現状ではないかと思われま。まして、この国道7号、ここ10年ぐらい前から大変振動が多くなっております。私も7号のわきに住んでおりますが、毎日ダンブカーが走るたびに、震度1から2ぐらいの震度を自分の体で覚えます。うちに来るお客さんも「何か地震だか」とよく聞かれることがありますが、車のせいだと思われま。その小さな微々たる振動が毎日のように起こっている、この駅前周辺の元町、その方々に、今、地震があったよと伝えたって、だれも信じないのが今の現状となっております。そこで、防災無線の今後の考え方、あり方を質問いたします。

内容が若干変わります。先ほど来いろいろの方々が話ししております藤里町の件ですが、子供の事件が最近かなり多くなっております。新聞紙上、毎日のように、何々県のどこかで子供を脅した、ひいた、殺した、虐待したと、まるで新聞がその人たちをかき立てるような感じで起きています。子供の親が一番不安な状態になっています。藤里町では、容疑者は逮捕されつつありますが、そこに住む住民の方々の不安はこれからまだまだ残ります。当然、我がにかほ市でも子の親、そしてまた保護者の方々は、どこが一番安全なんだろうと、大変不安がっているのが現実であります。今、本当に子供が危ない。市長のリーフレットの中に、「安心して暮らせるまちづくりに向けて、地震、津波などに対応した危機感の強化、安全・安心のあるまちづくりのため、防災計画を策定し、実行します」とあります。子供に関しては若干触れてなかったような感じがしますが、今後、子供の登下校について、どのような対策を考えているのか、先ほども若干ダブっていますけれども、もし新たな別の考えがありましたら、よろしく願いいたします。

また、先ほどの竹内議員の中にもありましたが、学童保育の件で、学校で学童保育できないかという。学校がやはり元町は近いので、やはりなるべく早目にそちらのほうもお願いしていただければと思っております。

2点目の海水浴場について質問いたします。

当地域は、鳥海山を核として、海、山、川、湖、高原、平地、砂浜と7つの完全自然がそろって、全国でまれな地域であります。南東にそびえる標高2,236メートルの鳥海山、西に広がる日本海、鳥海山からの湧水を生命の糧に、さん然と咲き誇る花々、段斜面に広がる湿原など、清冽な湧水が

生み出す自然美は地球の営みのすばらしさを伝えております。その自然は、訪れる人々に感動を与え、心を潤してくれるはずで。

しかし、その中の1つ、海、海水浴場ですが、象潟海水浴場は「日本の渚・日本の夕陽百選」に選ばれた海水浴場です。先月は、先ほど訂正した快適な「快水浴場百選」にも選定されました。評価概要を見ると、清らかな水辺（環境への配慮・取り組み）が5つ星で、美しい水辺（水質、自然景観と安らげる水辺（安全性）が3つ星です。優しい水辺（利便性）と豊かな水辺（人との水との関わり）が1つ星でした。特徴は、「砂浜を磯浜が囲い込むような美しい入り江状の遠浅の海浜で」とあります。

しかし、現実はどうでしょうか。磯はほとんど砂にのまれ、昔のようなカガッペ（まぶしい）ぐらいきれいな海水浴場がおかしく見えております。冬期間、防護さくをして、砂がまちの中に入らないようにしているのはだれが見てもわかります。しかし、春になって防護さくを外しますと、防護さくの周りには約1メートルぐらいの砂がたまってあります。その砂をブルドーザーでまた海水浴場に戻しているのが現状でございます。そうすることによって、砂浜がまた広がっております。毎年同じことを繰り返しているようですが、本当にこれでよいのでしょうか。これについても疑問点が残るわけでございます。

磯が本当になくなってあります。昭和23年に第1回目の花火大会を実行して以来、数十年間、象潟駅より海水浴場までたくさんの観光客が並んで、海水浴に来たことが大変懐かしく思われております。秋田県で一番すばらしいと言われた象潟海水浴場。その当時は当然、情報が少なかったので、象潟と下浜海水浴場しかなかったわけですので、こんなにたくさんの海水浴場があったわけではないので、象潟を中心としてたくさんの方が訪れたことはわかりますが、あのころ遊んだ子供たちが、あの磯場で遊んだ子供たちが今、団塊の世代としてにかほ市にもたくさん帰ってきます。子供に手がかからなくなった中年世代や、第一線を退いたとはいえ元気な高齢者が年々増加している中で、都会の喧騒から抜け出し、ほっと一息つきたい地元出身の方々が、昔のよき暮らしを懐かしみ、ゆっくりとのんびりするのためにも大切にしたい場所の1つです。

磯があることによって、海の生態が変わってきます。先輩の話をお聞きすると、通称高瀬と呼ばれているのが海に向かって左側の磯場です。そして、現在、B & Gのプールがあるほうを青塚と呼んであります。どちらも大変すばらしい磯がありまして、高瀬のほうでは、ダム、アオノリ、イソダコなどを、季節によってはたくさんの方がとりに来ておりました。そして、青塚のほうでは大変魚釣りが多く、クロダイから、ゲナビ、さまざまな魚が釣られておりました。その最高の場所だった遊び場、釣り場が、ここ数年の間にまるっきり変わっております。大変寂しくなったと皆さんが言っております。

にかほ市では、観光客の入り込み人口を、現在の180万人を300万人として、宿泊客数を9万8,000人から30万人に設定し、滞在型観光振興を強力に推進していく方針を示しております。私はこの件に対しては大変賛成で、全面的に協力したいと考えております。さらに、秋田県、由利本荘市、にかほ市、隣接する山形県酒田市、遊佐町ほか商工会、観光協会等では、国土交通省の支援を受けて、鳥海山を核とした環鳥海地域観光実践プラン事業を平成18年度よりスタートしていますことに対

して、全面的に乗っていきたいという考えがあります。現在、この地区の知られていない観光資源にスポットを当て、観光客の誘致を推進していくときに、象潟海水浴場が変わっているのでは、余りに寂しい限りであります。今後の対策について質問いたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、防災無線についての御質問でございます。

防災無線の整備につきましては、平成9年から11年にかけて、旧町単位で整備を進めてまいりました。当然ながら、整備をするに当たっては、できる限り各地の情報が的確に伝達できるように、拡声器の位置などの工夫を重ねながら、整備を進めてきたところでございます。この拡声器から出る音というのは、朝あるいは日中、夜、気温の状態、あるいは風の状態によっても相当変わってまいります。相当変わってまいりますので、そうした気象条件まで対応していくというのはなかなか私は難しいと思います。それでも、そういうことを踏まえながら、これまで工夫を重ねながら整備を進めてきたところでございますが、今、住宅などの機密性は大変高うございます。ですから、私も家の中にいると、あ、何か放送しているなということわかります。わかりますから、すぐ窓をあけるか外に出るかします。そうすると、今は前の有線の時代からすると結構よくなっていると私は思います。それで、放送の仕方も、スピーカーごとに時差を入れて、象潟地区は、ここのスピーカーは今やって、この次はここのスピーカーをやるということで、聞き取りやすい形での放送もやっていますので、私はある程度、情報の伝達は改善されていると思います。ただ、中には、これなかなか聞き取れない部分がございますので、何とか放送した段階では、窓をあけるか、あるいは外に出ていただきたい。お年よりの話も先ほどありました。ありましたけれども、そういう心配があるとすれば、外に出て行った人が、こういう放送だったよというふうな形のコミュニケーションも、私は大切ではないかなというふうに思います。何とかそういう形で、情報を確認していただきたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、58年に発生した日本海中部地震、これでは104人の方々が津波で亡くなっております。そのうち一番大きかったのは、港湾工事に従事した方が76名亡くなっているわけでございます。そして、遠足に出かけた小学生、これも3.5メートルの津波にさらわれて、13名のとうい命も失われております。こうしたときに、防災無線によって海岸への避難を呼びかけることができれば、あるいはこれほどの人命を失わずに済んだのではないのかなというふうに思っています。そういうことで、各自治体はそういう目的を持って、災害時に最大限の威力を発揮しようということで、防災無線を整備しているところでございます。

ただ、今お話ししたように、なかなか聞き取れないという部分もございますが、今の現状の設備をどう改良すれば聞こえるようになっていくのか、このあたりをもう一度検討してまいりたいと思いますけれども、これからデジタル化を迎えます。ですから、今、旧3町では、金浦と象潟地区は、放送設備が連携できます。仁賀保はちょっとできないようなシステムになっているんです。ですから、これもデジタル化に合わせながら、一斉放送ができるような形の新たなシステムを計画してま

いりたいと思います。それまでには、先ほど申し上げましたように、既存の施設をどういう形でやればもっと聞き取りやすい方法になるのか、これは検討してまいりたいと思います。

それから、大潤海水浴場でございます。確かに、冬期間の飛砂防止をするために大潤海水浴場にさくをしています。大量の砂があそこにたまっています。それをですね、砂を含んだものをどこに処分するか、これもやはり大きな問題です。仮にあったとしても、今度はそれに伴って塩害とか

— 砂に当然塩が混ざっていますからね。環境問題にも影響が出てくるのではないかなど。例えば、小砂川漁港も毎年しゅんせつしています。市民の皆さんに呼びかけて、この砂、何とか要りませんか、利活用していただけませんかというお話をしていますけれども、広報などいろいろな場面でやっていますけれども、だれも利用してくれません。ですから、たまる一方です。あれをほかのところに移動していくというのはなかなか難しいと思います。ですから、今の段階では、海から上がったものは海に返しているというような状況でございます。

ただ、御承知のように、これまで長い年月をかけて、国土保全 — 国土を守るという観点から、海岸護岸の整備をずっと進めてまいりました。これよっての因果関係も私はよくわかりませんが、ただ、私たちが子供のころから見ると、砂浜が余計ついたり、あるいはなくなったり、大きく変わっています。大潤海水浴場についても、やはり国土保全と住民を災害から守ろうということで、数十年前に離岸堤としてテトラポットを設置しました。それから、海岸環境整備で護岸整備もしました。階段護岸で海水浴場を整備しました。そういうことが影響あるのかどうかわかりませんが、確かに、両サイドの磯のほうに砂がたまってきているのは現実です。だからといって、これをですね、テトラポットを除去して、この砂が行くかわかりませんが、可能性は高いと思います。テトラポットを除去すれば、冬期間の波で持っていかれる可能性はありますけれども、じゃ、その反面、国土保全、あるいは災害から市民をどう守るのかという観点からすると、私はやっぱりテトラポット — 離岸堤は寄せることはできないと思います。ですから、どういう方法があるか、私もわかりませんが、砂の堆積状況を注意深く観察して、何か復元によい方法があるのか、このあたりも県の方の情報なども入れながら検討はしてみたいと思います。思いますけれども、何しろ自然相手でございます。あれをお金をかけて、あの砂を例えば重機で除去するということは、ちょっと今の段階では考えられません。ですから、何かいい方法があるのか、そのあたりはちょっと情報を収集してまいりたいと思っております。

そのほかにも何かありましたけれども — ということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 先ほど、藤里の事件について訂正いたします。「犯人」が捕まりつつあると言いましたが、「容疑者」ということに訂正いただきたいと思っております。（該当箇所訂正済み）

それと、今の再質問をさせていただきます。

海水浴場についてですが、テトラポットを撤去してくださいとは、私、言っていませんので、すみません、そこは勘違いしないでください。逆に、今現在、テトラポットが昔よりも沈んでしまったということはありません。そして、テトラポットの側にあった沖の棒杭、あれが消えてしまいました

た、いつの間にか。その消えたものを再度戻すつもりはあるかないか、お伺いします。

それと、現在、高瀬の磯が本当になくなったということに対して、ただ砂をどけて、高瀬のものをそのまま戻すということではなくて、昔懐かしいあの磯場、ああいうものを何とか残すような方法がないのか、そういうことをお聞きしたいと思っています。当然青塚のほうに関しても同じですが、やはり今、せっかく団塊の世代という方々が来年からたくさん訪れる、そして、たくさんの方が遊んでいた思い出をぜひ残しておきたいというのが私の考えでありますので、市長がどういうふうな考えを持っているのか、その辺、もう一度、再度お聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私も、テトラポットを除去するという考え方というよりも、万が一そういう形をした場合ということでお答えをしたつもりでございます。

沖の棒杭については恐らく台風 15 号来襲あたりでこうなったのかよくわかりませんが、確かに私も沖の棒杭がなくなっているなというのは気がついておりました。そのあたりもこれからちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、磯場を残す、これ磯場をなくすという考え方は、私は持っていません。ただ、自然の中で砂が堆積して環境が変わってきているということであって、これを人工的に磯場をなくすとか、そういうことは全然私も考えておりません。できるだけ昔の形のものを残していきたいと思っています。ただ、海岸護岸、これについてはかさ上げとかいろいろな形でやはり住民の不安を解消するためにも、これからも護岸整備は進めていかなければいけないと思います。ただ、そういう中で、やはり人工的にやると、やはり砂の関係とかというのは変わる場合もあります。例えば沖の棒杭あたりのテトラをやると、あそこの裏には、大きな良好なアミの魚礁があります。あれなんかもまたおかしくなるわけですね、いじることによって。ですから、私はできるだけ今の形を保全しながら、国土保全、そういうことに努めてまいりたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 19 番佐々木平嗣議員。

19 番（佐々木平嗣君） シーサイドホテルの海水浴場のあるところをこの間見てきました。昨年 1 年間、砂が一切寄らなくて、海水浴場が中止になっております。例えばあそこに砂を運ぶというような計画なんかはできないもののでしょうか、お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これは、果たして防砂さくにたまった砂を戻したから、磯場にたまるということの因果関係もちょっとわかりません。仮にそういう形のもので大量のお金をかけて、あそこまでお金をかけて持っていても、例えば一冬でなくなってしまう、こういうこともあるわけですね。ですから、今の段階で、大潤海水浴場の砂を向こうに運搬していくという考え方は持っていません。そのように御理解をお願いしたいと思います。

【19 番（佐々木平嗣君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 19 番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

次に、12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 市民の要望等を含めて4点について質問をすることにします。

1つ目は、福祉バスなど市が保有しているバスなどの利用についてです。合併するときには、御承知のようにサービスは高いほうに、負担は低いほうにということで進めてまいりました。もしそうでない例が出てくるとすれば、約束違反になるのではないかというふうにも思います。また、合併に当たっては、市民の皆さんも、サービス向上を期待し、また、いろいろな負担は少なくなるということを望んでいます。これは当然のことだと思います。新年度になってから、老人クラブなど各種団体による研修や行事で、市で保有しているバスなどを利用していると思いますが、1つ目ですが、その際に、老人クラブなどの各種団体の利用に対して、市のバス運行規定、これがどのようになっているのか、お尋ねします。

また、運行などについて、旧3町それぞれのやり方があったと思いますが、合併前と合併後の違いは、変わっているとしたら、どうなっているか、その点についてもお尋ねします。

実は、昨年、旧仁賀保の老人クラブの研修旅行に私も参加したわけですが、福祉バスの利用は参加した人に大変喜ばれました。その際、旧仁賀保町の場合は所定の距離があったわけですが、その距離内であれば1泊もできたわけです。合併後は日帰りだけに限定されたのではないかという声もあり、何かそういう方向で頼んでいるような感じがします。もしそうだとしたら、その理由は何かお尋ねします。

3つ目ですが、このバスなどの利用については、合併前の旧3町のうち条件のよいほうに合わせるように頑張るべきだと思いますが、どうでしょうか、お尋ねします。

2番目の問題ですが、中学校建設なども絡むわけですが、小規模事業所登録制度についてお尋ねします。

今、これから始まる象潟中学校の建設が進むわけですが、工事に当たっては、地元業者の振興のため、最大限地元業者優先でいくべきだと考えております。それで、昨年の12月議会では、小規模事業所登録制度は金浦地区で実施しているが、どうなるかという質問がありました。そのときに、市長は、新年度から実施すると答弁しています。そこで、この登録制度はその後どのようになっているか、質問なんです。既に、この前の市長の市政報告の中に述べておりますが、小規模修繕契約希望者登録制度というふうになって、12月議会の「事業所登録」というのが「修繕契約」というふうになって募集をしたと。そして、9業者14人の応募があったと、このような報告がありました。で、応募した業種、それから、いつどのように募集したか、これは広報などは見ておりますけれども、募集の仕方などについてお尋ねします。

それから、これは象潟中学校の後に仁賀保中学校の建設ということも予定されています。で、文化施設の件もいろいろ取りざたされております。もちろん現在ある建物の維持管理もありますけれども、小規模修繕というのと小規模事業所登録というのでは大分違いがあるわけですが、もし学校建築等でこの制度を生かせるのかどうか。修繕となると、新築の場合は、あるいは改築の場合は当てはまらない。しかし、事業所登録制度でいくとすれば、新しいものについても当てはまるのではないかという、この辺のずれなどについてもお尋ねいたします。

3つ目のことですが、象潟小学校グラウンドのフェンスの工事についてです。この工事が行われ

たわけですが、指名競争入札 301 万 3,500 円で、187 メートルを完成したと、こういうことです。で、見たところ、大変丈夫で立派なフェンスができたなというふうに思いました。そして、当然、前にもあったわけですが、非常用の出入り口も設置されていると。これもよかったと。しかし、よく見ると、工事が、真ん中中心といえいいですか、両端はそのまま従来どおりということで、どうもこの工事は中途半端なのではないかというふうに見たわけですが。そこで、当初、このフェンスをつくる際の必要性、あるいは目的がどうだったか、その辺から検討する必要があるのではないかと思います。そして、そのときに、学校の意見や要望、これを十分に聞いて、設計あるいは工事をしたのかどうか、この点についてお尋ねします。

今、グラウンドの両端は、今話したとおり旧のままですけれども、その部分の工事の必要性はなかったかどうかということと、場所によっては、フェンス設置の土台が高くなっていて、よく見ると、フェンスの下のほうから野球のボールなどであればくぐって道路に出てしまう、このような状態になっていると見えます。どのように考えての工事だったかということです。で、今後どのようにするつもりかという質問を出したところ、最初の本会議のときには、一般会計補正予算に象潟小学校グラウンドフェンス改修工事として 200 万を上げています。で、これは、今後どうするかへの答えの 1 つというふうにも見えるわけですが、どうして 1 回でやらないで、このような補正を組んで追加をするということになるのかどうか。その根本的な問題もかわるのではないかと思いますので、その点についても質問します。

4 つ目ですが、教育基本法の問題にも触れたいと思います。

御承知のように、今、国会で教育基本法改正案が審議されています。国会で審議されている法案が決まれば、すぐ国民や市民に響いてくるものが多くあります。これまでも、年金を減らす問題、あるいは医療費を引き上げる問題、税金の負担をふやす、このような法案は決まった途端に、すぐ市民に影響してきました。これは皆さんよく知っているとおりです。今審議中の教育基本法も、子供たちだけの問題ではなく、父母、教員、国民全体、そして平和憲法改悪へ影響する大変重要なものだと思います。父母、国民は、子供たちが健やかな、平和的で心身ともに成長することを願っています。しかし、教育基本法の改悪はその願いとは全く逆の方向ではないかというふうに思います。

この案には、大きく言って 2 つの問題があると思います。1 つは、基本法に新たに第 2 条を設けて、約 20 くらいに及ぶ徳目を列挙しています。そして、その中に、「国を愛する態度」、これを入れていることです。これを教育の目標として、学校、子供に義務づけるやり方が盛り込まれる、こういうことになるわけです。こうすると、時の政府の意志によって、特定の内容の価値観が子供たちに強制されることとなります。憲法第 19 条で保障する思想、良心、内心の自由への侵害が生まれてくると思います。

第 2 点は、国家と教育にかかわる問題なんですが、現行基本法の第 10 条は、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」というふうにあります。ここで言う「不当な支配に服することなく」というのは、国家権力による介入を排するということです。「直接に責任」というのは、子供、父母、国民に直接責任を負って教育をやらなければならないというものです。これを変えて、「直接責任を負って」、これを削除し、法律さえつ

くれば、どんな教育内容への介入もできるようにしようとしていることです。

手続面での問題もあります。国会の会期があと残り3分の1というところで、急遽提出する。短い期間で一気に通そうとしている。与党協議会検討会では、ここに至るまで3年間で71回も議論したと、こういうふうに報道されていますけれども、じゃ、その内容はどうなのかということになると、非公開、そして議事録も、あるだろうけれども出さない。完全な密室協議であります。このような問題もあります。

そこで、質問なんですけど、これまで、教育基本法を変えなければ、にかほ市内の義務教育を進めるに当たっては困る、あるいは不十分だと、このようなことがあったかどうか、お尋ねします。

また、通知表に国を愛する心を評価項目に入れていた例が国会で論議されました。日本共産党の志位委員長が、「福岡市で使っていた通信表に国を愛する心情を評価をしているけれども、これはやってはならない、間違っているのではないか」というふうな質問をしたところ、小泉首相は、「これではなかなか子供を評価するのは難しいと思う」と答え、さらに、「あえてこういう項目を持たなくてもいいのではないか」と答弁しています。市内の学校で使用している通知表に、このように国を愛する心を評価するような例があったかどうか、お尋ねします。

最後ですが、教育基本法の前文には、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とうたっています。この「これは」というのは、これは当然憲法なんですけど、教育基本法が準憲法的な法律であるということを示していると言えます。そして、実際に、戦後、教育基本法は教育の憲法、根本の法として、民主的な教育の原点としての役割を果たしてきたと考えます。それを変えるというのですから、それだけに徹底した審議が必要だと思います。NHK、5月16日の世論調査では、教育基本法を改正すべきだという人の中でも77%が、今の国会での成立にはこだわらず、十分な時間をかけて議論すべきだとしています。憲法と一体となっていると言える教育基本法の改正には慎重に十分時間をかけて審議すべきだと思いますが、この点についてはどのように考えているか。

以上、質問をします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず初めに、市のバスの利用許可基準についてでございます。基準では、それぞれの町内会単位の老人クラブが利用する懇親会や慰安を目的とした旅行については、年1回の日帰りとし、市の老人クラブ連合会などの事業に基づく研修や他の団体との交流を目的とする場合は1泊2日まで認めるというふうに許可基準がなっております。

旧3町の老人クラブの許可基準では、旧象潟町、旧金浦町においては、町内会単位の老人クラブには貸し出しをしておりませんでした、ということでございます。先ほどお話ししましたように、旧仁賀保町においては、年1回、1日の走行距離が250キロ以下の条件で、1泊2日まで旅行貸し出しを認めていたようでございます。

そこで、日帰りになった経緯でございますが、現在、にかほ市には、単体の老人クラブが67ござ

います。そして、今、市が保有するバスは6台でございます。こういう中で、このバスの利用については、やはり小・中学校の行事、総合学習とかも含めて学校で使う頻度がすごく高いわけです。それから、各種団体もでございます。あるいは行政でもやはりいろいろな行事に使っていかねばなりません。そこで、台数や運転手の確保、こういうことからしても、やはり1泊2日を認めていくという形になりますと、なかなか無理が生じるのではないかなということで、この許可基準を決める段階の前に、市の老人クラブの連合会の役員の方々々と相談いたしまして、今は送迎可能な宿泊施設も多くあると。実際、単体の老人クラブで利用しているところもあると。迎えに来てもらって、帰りは送ってもらうというところもあると。ということで、日帰りの利用だけでよいという御理解をいただきまして、定めたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、小規模事業所の登録制度でございます。募集の仕方等については、担当の部長のほうから説明させますが、市政報告でも申し上げましたように、小規模修繕などの受注機会を創出するために、要綱を定めて、3月15日と4月1日号で希望者を募ったところでございます。結果としては、仁賀保地区で6事業者、象潟地区で8事業者、種別的には、建築が3業者、管工事、塗装、板金がそれぞれ2事業者、畳、建具、土木、機械修理、内装がそれぞれ1事業者の14事業者でございます。これを登録するとともに、一定額以下の修繕等、要するに行政が行う修繕等については、こうした事業者を活用してくださいということで、各部局に指示を出しているところでございます。

学校建設についてもお話ありましたが、こうした方々が学校の建設に直接主体性を持って携わるというのは、私は無理だと思います。契約を締結してやるというのは、技術的にもいろいろございますし、それは無理だと思います。ですから、今回、体育館の入札を行いました、あるいは給食センターの入札も行いましたが、請け負いました事業者に対しては、全部ではありませんけれども、きのうおとといですか、来た業者さんには、何とか地元の業者を積極的に活用していただきたい、これは建具屋さんであれ、畳屋さんであれ、いろいろな業種ありますので、活用していただきたいということは申し入れをさせていただきました。これからもそういう方向で行きたいと思っております。

それから、象潟小学校のフェンスの整備についてであります。これははっきり言って私どもの手違いと申しますか、謝らなければならない点があるかと思っております。これは、予算を獲得、あるいは工事を発注する段階で、既存のフェンスを整備すればいい、要するに老朽化したフェンスを直せばいいという考え方で予算をとって設計をやったわけです。そして、やっている中に、やはり、例えば西側のほうについては1メートル50ぐらいのフェンスを3メートルにしてくださいとか、そういう形のものが後から出てきたわけです。後から出てきて、結局は予算を獲得しましたが、工事費が足りなかったと。確かに入札差額金なんかあったんですけども、それをもってしても足りなかったということで、17年度は見送って、18年度にやろうということで、今定例会に予算をお願いしているところでございます。これについては、もう少し調査をしながら実施していけば、こういう二重の手間もかからなかったでしょうし、市民の皆さんからも御指摘をされなかったんだらうと思います。今後は、こうした工事については十分気をつけながら発注を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私のほうから教育基本法についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1番目の教育基本法を変えなければ、市内の義務教育を進めるのに困ることがあったかということですが、現在の教育基本法のもとで義務教育を進めることができないということはないと思いますし、この辺は不都合だなということも余り感じたことは私自身はありません。

ただ、制定されて半世紀余りが経過しておりますし、教育をめぐる状況の変化、この教育基本法の制定当時から見ると、変化をしてきているわけで、いろいろな課題も出てきていることは事実ではないかなというふうに思っております。学校現場は、本市はまずまず今のところ落ち着いた状況でありますけれども、全国的な現状を見ると、まだやっぱりいじめとか校内暴力、不登校など問題を抱えているところも多くありますし、また、近年、家庭教育の低下ということも指摘されております。さらに、犯罪の低年齢化、あるいはニートに象徴されるように、職業観の乱れといったことも深刻な状況なのかなというふうに思っております。このようなことが今の教育の大きな課題となっているというふうに思っております。

次に、通知表についての御質問でございますが、にかほ市内小・中学校12校の通知表の中に、「国を愛する心」と表記されているものはありませんが、それに類似したものとして、子供の行動の記録面における公共心、公德心を評価する項目の中に、「自国の文化や伝統を大切にしようとして過ごしている」と表記されている学校が1校あります。

次に、慎重に審議すべきではないかということですが、私も全くそのように思っております。極めて重要な法律でありますので、今後の日本の教育のために最良な改正案となりますよう十分審議を尽くしていただきたい、このように思っているところであります。

議長（竹内睦夫君） 次、小規模事業所登録制度について答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 募集の仕方につきましては、先ほどの市長の答弁と一部重複いたしますけれども、広報によりまして、3月15日と4月1日号の広報に登録希望者の申請を促しているところでございます。そのほかに、金浦地区の技能組合の総会が1月の下旬ころありましたけれども、その際にお話も申し上げておりますし、仁賀保地区の技能組合の役員の皆さんが7名、5月の中旬ごろですか、建設部のほうにおいてになって意見交換がありましたので、その場でもお話をしておるといふようなところであります。

小規模修繕契約の希望者の登録要綱が18年3月15日制定してございます。市の等級格付名簿への登録が困難な、市内に主たる事業所を置く小規模事業者ということの登録でございます。すみません、市内に主たる事業所を置く小規模事業者というふうに、個人または法人を問わないというふうになっております。

修繕の契約の対象は、基本的には金額50万円程度と、こういうふうにしてございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 再質問、12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 初めに、福祉バスなどのバスの台数、それからクラブ数の数で対応し切れないというふうに聞いたわけですが、それでも、旧象潟地区や金浦地区にしてはサービスが向上したと、こういうふうに受けとめることができるのではないかなというふうに思います。で、今後

— まあこれでほぼ、担当者と、それからクラブの役員の皆さんと話して、納得してもらったということだと思っんですが、福祉バスのよさというのは大変あるんです。例えば、宿泊施設の送迎バスというのは一直線なんです。そして、どこにも寄られない。それは営業になってしまうので、輸送上の規定から外れるということがあつらしくて、それが福祉バスの場合は、自分たちが道々研修したい場所、見学したい場所などにもかなり融通がきく、こういうメリットがあつて、大変喜ばれているわけです。ですから、施設の送迎バスを使うよりは、福祉バスの有用性が高いということを理解してもらえれば良いというふうに思います。

その上に立って、仁賀保地区の場合は若干低下して、他の2地区が向上したから、ならばややいいかなというふうに思っんですが、これからずっと動かしてみても、これ市長が話したとおり、いろいろな団体あるいは学校も使うわけですから、対応し切れないということもあると思っんですが、実情を見ながら、じゃ新年度はどのぐらい、もうちょっと動かせるかなというようなことを検討期間としていただければいいと思っんですが、その点についてひとつ答弁をお願いします。

それから、登録制度ですけれども、先ほどの部長の話では、金浦の技能組合とも話している、仁賀保とも意見交換したと。大変丁寧なやり方でよかったと思っので、これは、なかなか市の直接的な事業の入札にはかかわれない業者ですから、大変よかったというふうに思っので、これはこれでぜひ進めてもらいたいし、学校建築などについても地元業者の活用をお願いしているということですから、これも進めていってもらいたいと思っます。

ただ、この場合、新しい仕事をする場合に、地元業者が入るときに、下請の下請、そして孫請というふうにして、ほとんどメリットがないと、こういうようなことも考えられるわけです。ですから、その点、活用を要望すると同時に、地元業者にメリットがあるような依頼の仕方、こういうことを再度要望していってもらいたいと思っんですが、この点についても答弁をお願いします。

それから、フェンスのことですが、これ土台が — 目的が何だかというのを聞いたのは、やはり外部からの侵入、あるいは中から出られないということだけでなく、子供たちの生活を考えるということからいけば、当然小さいボールでいろいろクラブ活動等もあるわけです。ですから、今のままでは、ボール、くぐって出てしまうわけです。その点の対処も考えなければいけないと思っし、もう一つは、低い石垣があるんですが、ただ土を盛っただけで、あれ雨が降ると流れていって石垣が崩れる、子供が上がれば落ちてくる、こういう危険性もあるわけです。ですから、そういうことなど総合的に見て、やはり学校で直接使っている人たちの声を聞いて、これでいいかどうか念を押して進める、こういうところが完全に抜けていたと思っんです。ですから、今後の工事については、その点は十分に担当者と話をする、意見を聞く、そして念を押す、こういうことをやるつもりがあるかどうか。これは大変心配なことですから、その点について答弁を求めますが、さらに、今、プール側のほうのフェンスは木のフェンスなんです。そして、左側はぼろぼろになったフェンスがそのまま、その続きが今工事が行われたというふうになつていて、バランスの点ではどう考

えているか、これも考えなければいけないのではないかと。門を挟んで右側は木のフェンスで、左側は直ちに金属のフェンスになるというのはどうも美観上もいいのかどうか、これ疑問です。ですから、その辺も検討したほうがいいのではないかと思いますので、その点についても答弁をお願いします。

教育基本法の問題については、不都合を感じたことないと、これで義務教育できないということはなかったというのはそのとおりだと思うんです。というのは、今、これを変えようとしているのは、アメリカの要請によって、実は、教職員の中では有名な、池田・ロバートソン会談というのがあるんです。これは1953年、昭和28年に、池田勇人、後の首相なんですが、この人がアメリカに行って、ロバートソン国務次官補と会談して、覚書を結んだ。そのときに、「我が国では」というのは日本ですが「教育基本法のもとで平和教育が非常に徹底している。だから、「国民よ、銃をとるな」という気持ちは日本人によく行き渡っている。殊に、そういう教育の中に幼少時を育った人々がまさに現在適齢期に達している」などと書いています。そして、「愛国心と自己防衛の自発的精神が日本において成長するとき気分を啓蒙と啓発によって発展することが日本政府の責任だ」と、このような覚書を交わして、これをもとにして、教育が平和教育でなく日本が戦争に向かうような方向をたどってきたと、こういうキーポイントがあるわけです。

ですから、今、自民党の政府案では、長い間変わってこなかった、あるいは状況の変化があると言っても、その状況の変化によって教育基本法のどこにこれを当てはめるつもりかと言っても、国会での答弁はないわけです。ですから、そういうような教育基本法の方向だということで、教育長答弁のように、慎重にということが当然だと思うんですが、これはまあ、実は教育長会議とか、本来であれば教育委員会とか教育長とか学校に、教育基本法を変えたいけれども、どうかと、この点はこう変えたいというふうに意見を求めて、教育委員会等でも活発な議論をする。そして、意見を上げていく。これが文部科学省などに届いて論議される。国民的な将来にわたる問題ですから、本来はそうあるべきだと思うんですが、今まで、教育委員会、あるいは連合会、教育長会議等で説明があって、それに質問をしたり意見を述べる場があったものでしょうかどうか、この点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 市長、答弁。

市長（横山忠長君） 1点目の福祉バスのことですが、18年度は検討期間としながら、19年度以降の対応を考えてほしいというふうなお話でございます。これから、そういう形の方向で利用状況を調べてまいりますけれども、ただ、これから地方財政というのは、これから7月ころになるのかわかりませんが、第2弾の「骨太の方針」が発表されたときに、どう地方を取り巻く財政環境というのが変わっていくのか、今、何とも予想立てられませんが、私は相当、地方交付税については削減されていくと思います。そういう中で行政運営をしていくとなれば、やはり当然市民の皆さんが必要とするサービスは提供していかなければなりません。それで、市民の皆さんの、負担は少なく、サービスは高くということは、当然基本という考え方は持っているでしょうけれども、なかなかそういう形に対応していくことができない時代になってくのではないかなというふうに思います。やはり限られた財源の中でどう行政運営をやっていくか、あるいは真に市民の皆さん

んが必要とするサービス、これは何なのか、この選択もこれから必要になってくる時代ではないかなと思います。

このバスのことを言っているわけではないんですけれども、バスのことも含めて、これからいろいろな分野で改革を進めて、場合によっては、市民の皆さんからも我慢していただくという場面が出てくるのではないかなというふうに、私なりにそのように思っているところでございます。いずれにしても、安定した財政環境の中でまちづくりを進めて、私たちの子供、あるいは孫たちに引き継いでいかなければなりません。借金は余り大きく引き継いでいきたくもございません。そういう中で、相当行財政改革は見直しを進めていきたいと私なりに思っていますので、バスも含めて、これからいろいろな形で検討をさせていただきたいと思います。ただし、18年度の利用状況を見ながら、19年度以降についてどういう形ができるのかは、これからも検討させていただきたいと思います。

それから、フェンスです。これは十分学校のほうとよく話し合って、今の状況を相談しながら、ボールがくぐる部分があるとすれば、それは当然直していかなければならないし、あるいは、プールのほうは木、あるいはグラウンドのほうは鉄のフェンスという形になっていますけれども、これまでの計画の中では、象潟小学校のフェンスについては、プール側から東側の入れる部分があります。あそこまでは何とか木にしたいと。それから、グラウンドの部分はやはり高さもございまして、鉄でやるしかないのかなということ考えております。いずれにしても、計画的に学校の要望などを取り入れながら、施設整備を進めてまいりたいと思います。

小規模事業所については、当然、働いても自分たちの手間にもならないような働き方は絶対さしてはならないと思います。ある程度のそういう経費、1日の賃金が例えば1万円なら1万円、プラス通勤費、そういういろいろな経費もかかります。そういうものは当然入るような働き方、これは当然ながら私からも請け負った業者のほうにお願いしてまいりたいと思っています。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） この教育基本法の改正についての説明は、私の在任期間中はなかったと記憶しております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 福祉バスのサービスの維持のことに関連して、地方財政のことを話されたわけですが、地方六団体でも要望しております。そして、意見書などもしばらくぶりを出したと、こういうふうなニュースも伝えられておりますけれども、基本的には、国の地方交付税、財源調整機能を十分に保持していない、こういうところにあると思うわけです。ですから、地方六団体で頑張っているというのは当然なわけで、さらに黙っていないで頑張っていくということと、もう一つは、国の財政の使い道の方向、それから、もう一つは、集め方のやり方、こういうところに問題があると思うわけです。

地方六団体の意見書はそこまでは踏み込んでいないわけですが、御承知のように、アメリカ軍がグアムに基地をつくるとかという気前よく、1つの建物、1家族の住居費が8,000万円とかというふうに報道されています。こういうふうなところにお金を出す。しかも、他国の軍事基地の

建設に出すとか、あるいはこれも話題になっていますが、いろいろな大きな公共事業のむだだと思われるような。ですから、使い道の問題がその中にはあるし、集め方でも、今回の地方税改正のための市の税金の説明もありましたけれども、所得の多い人が減額になっていて、少ない人がそのまま。ですから、反対の方向を向いているというふうに思うわけです。大企業に対してはもっとサービスがいいわけですが、こういうところにも目を向けながら、何とか地方六団体等でさらに突っ込んだ財政要望、こういうことをしていく必要があると思うので、市長の認識をちょっと、まあ答弁なくてもいいですが、どうなのかというのがちょっと心配なところがあります。

フェンスの問題は、これ基本的な問題、現場から聞く、そして、これをどうしたらいいかと十分に検討する、そして、できてよかったと、せっかくやった工事がよかったと言えるようであれば本当にもったいないと思うわけです。そして、さらに要望のあるのは、校舎から右側と言えばいいんですか、よく野球やっていますが、ライト側のほうのフェンス、これはサッカーのゴールも置く側なものですから、ボールが飛び越えて、近くの住宅によく行くと、野球ボールのファウルボールが行くと、こういうようなことなども聞こえてきているわけです。それにこたえられている高さには残念ながらなっていない。こういうふうに細かいところ、いろいろ出てきているわけですから、教育委員会、あるいは市当局で、この種の工事をやる場合には、厳密に意見を聞く。そして、納得づくで、本当によかったと喜ばれるようなものをつくる、こういう方向を再度確認したいと思いますが、再答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 財政のことでございますけれども、国は、国の財政事情から地方に対する財政支援というものを極力削減していこうというのが財務省の考え方です。ただ、国の財政再建だけで、我々地方に対する、いろいろな地方交付税を含めて削減していくということは、私も反対です。ですから、私も反対ですし、地方六団体の私も1人の会員でございます。ですから、私もそういう形で各首長さん方と歩調を合わせてやってまいりたいと思いますが、けれども、けれども、流れとしてはやはり削減の方向に行くんだらうなというふうに思います。ですから、私は、そうした場合にも、にかほ市の行政運営が市民の皆さんの負託にこたえることができるような形のものでやっていきたい。ただ、その中には、やはり市民の皆さんからも我慢していただかなければならないものは出てくるだらうというふうに思っています。

それから、学校の施設整備については、ごもっともなお話だと思います。せっかくつくるんですから、いろいろ意見を聞きながらやっていくのが当然だと思います。

ただ、今回のフェンスについては、老朽化してぐらぐらしているからというものが頭にあったのかもしれませんが。ただ、この前も、校長先生、教頭先生とお話したんですけれども、今、整備したのについては大変喜んでいただきました。喜んでいただきましたし、引き続き議会のほうに予算をお願いしてやりますからという約束もしてまいりました。そういう形で、これからはいろいろな、学校にとらわれず、いろいろな施設整備についてはよく情報を収集しながらやってまいりたいと、これの基本に立っていきたいと思っております。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。これで本日は散会いたします。

午後4時19分 散 会